

第 1 回世羅町議会定例会会議録

令和 8 年 3 月 9 日
第 2 日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和 8 年 第 1 回世羅町議会定例会 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 9 日
午前 9 時 00 分開議
於：世羅町役場議場

第 1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	亀田知宏	2番	佐倉悠希
3番	矢山靖	4番	宗重博之
5番	佐々木浩康	6番	福永貴弘
7番	向谷伸二	8番	上本剛
9番	松尾陽子	10番	藤井照憲
11番	田原賢司	12番	高橋公時

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町長	奥田正和	副町長	金廣隆徳
会計課長	市尻孝志	総務課長	升行真路
財政課長	矢崎克生	企画課長	藤川道代
税務課長	小林英美	町民課長	道添毅
子育て支援課長	藤井博美	健康保険課長	官崎満香
福祉課長	和泉美智子	産業振興課長	住田谷保
商工観光課長	山崎誠	建設課長	福本宏道
上下水道課長	広山幸治	せらにし支所長	前川弘樹
教育長	早間貴之	学校教育課長	藤原康治
社会教育課長	正田一志		

5. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(3名)

事務局長	黒木康範	書記	間處俊彦
囑託書記	貞光有子		

令和8年第1回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和8年3月9日】

順番	質問者	質問事項
1	11番 田原賢司	1 RTK導入支援について 2 家族の高齢化と難病治療のための通院困難者への支援について
2	4番 宗重博之	1 「祭りが消えるとき、町は何を失うのか」
3	5番 佐々木浩康	1 ソーラーパネルの規制について
4	8番 上本 剛	1 人口減少時代における駅伝大会の持続可能なあり方は
5	2番 佐倉悠希	1 「デジタル先進のまち」への挑戦を
6	6番 福永貴弘	1 「空き家バンク」に期待すること
7	9番 松尾陽子	1 障がい者にやさしい合理的配慮の対応を 2 地球温暖化対策の取組みの推進を

開 議 9時00分

(起立・礼・着席)

○議長（高橋公時） ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

予算審査特別委員会から予算審査特別委員会委員長に 向谷伸二委員が、副委員長に 松尾陽子委員がそれぞれ選任された旨通知がありましたので報告しておきます。

日程第1 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

なお、一般質問の持込み資料については、議場モニターに映したものをカメラ撮影してケーブルテレビ放送しますのでご了承ください。

最初に、RTK導入支援について 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。今回私がこの質問に至った経緯ですが、住民の方より町のスマート農業、いろんな補助制度があるけど実際どうなのかといったことで問い合わせがあり

それともう一点は福祉の関係なんですけど、これはここ2年、私が通院する中でいろんな介助の経験をさせていただきました。実際医療現場において、我々が若い頃と違って医療の現場のほうの様変わりしております。そのことについて我々住民のほうで本来その医療現場の変化に対して、なかなか健康な状態ですと気づかない点が多々あるなと思いました。質問というよりは福祉の点については、新たに知らせる場としてこの一般質問の場をお借りできればなと思っておりますので質問でございます。それでは通告に従いまして質問させていただきます。

町の農業振興、インフラ管理、防災力向上の観点から、RTK（Real-Time Kinematic）高精度測位の導入支援について質問いたします。

近年、農業・建設・測量・防災など、あらゆる分野で高精度な位置情報の活用が進んでいます。RTKは、誤差数センチという高精度な測位を可能にし、スマート農業やインフラ管理の基盤となる技術です。

世羅町のように農業が基幹産業であり、広い面積の農地・道路・河川・森林を抱える自治体にとって、RTKの活用は大きな可能性を持っています。

まず、RTK導入によって町にもたらされるメリットとして、農業の生産性向上が挙げられます。

トラクターの自動操舵精度が向上し、作業効率が大幅に改善され、施肥・農薬散布のムラが減り、コスト削減と環境負荷の低減及び新規就農者や高齢農家の負担軽減につながります。

次に圃場管理のデジタル化が進み、農地の維持管理が容易になります。また、スマート農業の導入は、担い手不足が深刻化する本町にとって喫緊の課題であり、RTKはその基盤となります。

インフラ管理・防災の高度化として、道路・橋梁・河川の位置情報を高精度で記録でき、維持管理の効率化、ドローン測量の精度向上により、工事の出来形管理が迅速化、災害時の被害状況把握がスピードアップし、初動対応の質が向上するなど、町の限られた職員体制でも、デジタル技術を活用することで業務効率の大きな改善が期待できます。

こうしたことから、建設業・林業・農業など、町内事業者の生産性向上のため、自治体が基準局を整備することで、民間が低コストでRTKの利用が可能となり、地域全体のデジタル化が進み、若者の働きやすい環境づくりにもつながると思います。

ただし、一方で、導入にあたっては以下の課題も存在します。

基準局の設置費用や保守費用が必要、また運用担当者の育成、データ管理体制の整備、利用者（農家・企業）への周知と支援体制、山間部での通信環境の確保などです。

しかし、国の補助金やスマート農業実証事業を活用することで、自治体負担

を大きく抑えることも可能です。

以上を踏まえ、以下について町の見解を伺います。

(1) R T K 基準局の整備の検討状況について

農業・建設・防災など複数分野で効果が期待される中、町として基準局整備の必要性をどのように評価しているのか伺います。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。田原賢司議員の1問目 R T K 導入支援についてのご質問にお答えさせていただければと思います。

このスマート農業に関することについては、私も山村振興等の会議に出て、さまざまな省庁からの資料をいただくんですけども、こういった基地局を設置するような予算のことも、説明が過去にもございました。

農業を基幹産業としますので、農業者目線でいうと、そういったインフラの整備も必要ということ。併せて私ども行政が仕事をする中で、デジタル化の進展について、田原議員のほうから質問の中でいろいろとご提案をいただいているところでございます。

R T K という言葉を私も初めて今回聞かせていただいたんですけども、リアルタイムのキネマティック、いわゆる高精度な測位のことでございます。これは衛星からの電波を、地上の基地局で補正をし、正確な位置をリアルタイムで特定する技術でございます。通常の G P S では、測位の難しい数メートルの誤差をわずか数 c m 単位まで正確に捉えることができる、極めて精度の高い測位技術でございます。過去にも G P S を背負ってですね、測量の部分のところへ私も立ち会ったことがあるんですけども、やはりこれまでの測位されたものとやはり誤差が 1m ぐらいあるということでこれについては危惧もしていたところですが、現状、今は国土調査も進める中でいろいろとしっかりそういったところも努力をいただいて正確なものに仕上げはいただいております。

議員ご指摘いただきましたように、この技術の活用に必要な R T K の基地局の整備につきましては、本町の基幹産業であります農業スマート化以外にも先ほど言いましたように、建設現場での測量や防災など複数分野で効果が期待さ

れるデジタル時代の公共のインフラであると認識しているところでございます。

すぐに導入というわけにはいきませんが、いろいろ研究させていただければと考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 町長もRTK初めてということだったんですが、私も住民の方から問い合わせがあったときにこのRTKという言葉、初めて触れました。実際にはもう数年前から技術的には導入されていたようなんですが、当初、うちの法人のほうも、GPS対応の田植え機でやっていた時代ですと、植え田が数m単位でずれると。組合員の方からこれ使いもんになりやせんというご意見をいただいていたところでございます。それがRTKが導入され使い出すと、もうほぼ代かき植え田についても数センチの誤差ですので遜色なく使えると。ただその問い合わせされてきた方に伺うと、基準局そのものが1メーカーのほうで今、寺町のほうへ1基あるだけだと。それが全てが全て網羅されていないと。一部そういった恩恵に預かれないところがあるので、町がスマート農業を補助金出して推進されても、草刈りなんかのものは全然基準が違うんであれなんですけど、実際大きなトラクター、コンバイン、田植え機等々で活用しようとする、そのネットワークが届くところについてはいいけど、届かないところには恩恵が預かれないと。東日本と西日本で見たときに東日本のほうは各自治体かなり熱心であると。西日本のほうについては、非常にそこが遅れておるということをおっしゃられておりました。東高西低であると。やはりそこは農業の町世羅町ということですので、是非取組んでほしいというご意見をいただいたところでございます。

続いて2番目の質問に入ります。国の補助金を活用した導入支援の可能性について。スマート農業関連の補助制度を活用すれば、町の負担を抑えつつ導入が可能であります。町として補助金活用の検討状況を伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） おはようございます。2点目の「国の補助金を

活用した導入支援の可能性について」お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在、国においては農林水産省の「スマート農業の全国展開に向けた導入支援事業」など、高精度測位技術の導入を支援するさまざまな補助制度が展開されているものと承知しております。

RTKを導入・支援するにあたりましては、町や利用者等が固定基地局を整備する方式のほか、民間通信キャリアによる高精度測位サービスの活用も選択肢のひとつであると考えております。自前で基地局を設置する場合は、高額な初期費用や継続的なメンテナンス費用が生じますが、民間サービスを活用すれば、これらのコストを抑えつつ、通信圏内であれば広範囲で均一なサービスを受けられるという利点がございます。

特に世羅町といった中山間地域におきましては、地形の複雑さや点在する耕作地への対応が課題となっておるため、基地局の設置場所や電波の届く範囲といった技術的な面と、導入後の利用件数や作業効率化の度合いを見極めた費用対効果の両面から、慎重に精査をする必要があると考えております。

今後、庁内関係部署、また民間等ともお話をさせていただいて、最新動向も踏まえつつ、本町において最も効果的で持続可能な手法は何か、国の補助金活用を前提として検討を進めてまいりたいと考えております。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） スマート農業関連予算、今年度国においてかなり重点的につけられております。国の補助事業については先着順のところがありますので、早め早めの対応が必要かとは思いますが、できるだけ町がと言いたいところなんです。やはりそこら辺は農機具メーカー含めてそういったキャリアの方々与实际世羅町のほうへ1基準局を置いてあるのも農機具メーカーのほうで設置されているようですので、民間の活用を踏まえながらというところを期待したいと思っております。

続いて3点目の質問に移ります。町内農家・事業者への支援体制について。RTKを活用したスマート農業やデジタル施工を推進するため、町としてどのような支援策を検討しているのか伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 3点目の「町内農家・事業者への支援体制」についてお答えいたします。

本町における農業機械等の導入支援につきましては、これまでも町独自の「スマート農業機械導入支援事業」を通じ、意欲ある農家の皆様の省力化や効率化を後押ししてまいりました。今後におきましても、この町独自の支援を継続するとともに、国や県が実施する補助事業の中で、より有利な支援策があれば、その情報を的確に収集し、積極的な活用を図ってまいりたいと考えております。一方で、これらの機器を動かすための土台となる基準局などのインフラ整備につきましては、先ほどの2点目で答弁したとおり、町が自ら固定基地局を設置する方式と、民間通信キャリアのサービスを活用する方式、これらの両面からの検討が必要であると考えております。以上でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 農家支援というところで、今年度の中山間地域交付金事業のほうから、スマート農業のところが前期対策からあったわけなんですけど、今期はまた手厚く今回の政権の意向でもあるのかなと思うんですが、手厚くなっております。こちらの状況のほうがどのようになっているかといったところなんですけど、前期対策より増えているのか、減っているのか、その辺のところをお伺いします。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 議員おっしゃるとおりですね、来年度に向けての農業に関する補助事業の予算につきまして、国からの補助事業、補助金は増えております。確かに増えております。メニューもいろいろ増えてきた状態ではありますが、来年度すぐのこととして、町のほうで今どれを使うかというのをですね、一部は導入していこうと考えておりますが、まだ今回のたとえばRTKにつきましてですけど、これ町のほうで確認をしておるところによりますと、民間のキャリアにつきまして、農機具メーカーさん、大手農機具メーカーさんもそれぞれの独自のやり方をされている。また大手の重機メーカーさん

も、こういった通信システムを入れられているということはお聞きしております。議員がおっしゃいましたように、この自治体でこれを導入しているところが東日本がかなり入れております。特に東北地方が入れているようでございました。

自治体が推進するものとしましては広島県内では今現在のところちょっと確認はされておられません。民間キャリアを使用したときに、互換性があるのかなのか、またそれぞれのメーカーによりましての通信距離、範囲がどのようになるかということにつきましては、来年度からいろいろ確認をしていき、進めていきたい。その中で、国や県の補助事業に照らし合わせて進めていければと思っておるところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） ご回答ありがとうございますんですが、私が聞いたのは中山間交付金事業のほうで、前期対策と今期令和7年度からですね、スマート農業加算という加算金があるわけなんですが、その取組み状況が増えとるか減ってるかというところでの問いでしたので、全般的なところの説明ありがたいんですが、その点が増えているのか、減っているのか。要は取組みでそういった個々の農家がですね、増えていけば当然そのRTKの活用というのが喫緊の課題になってくるということがありますので、その点が増えているか、減つとるかという点を伺います。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 申し訳ございません。今の中山間事業におきましてのスマート農業に特化したものにつきましては、今のところすぐ現在、資料を持ち合わせておりません。失礼いたしました。ただですね、機械導入等の補助につきましては、衛星を使うとか、こういったスマート農業に関しましては、要望がかなり増えてきているところでございます。機械購入のほうですね。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 農機具も高騰していますので、また農業人口のほうも減ってきておるといことで今期対策から、昨年行われた中山間の説明会のときも結構の団体の方がそれに取り組むといったご意見を言われていたのを覚えておりますので、その点が今回かなり増えているのではなかろうかと思った点で質問させてもらいました。またわかれば後日教えていただければと思います。この質問について、RTKは農業振興、インフラ管理、防災、地域産業の競争力向上、町の将来に直結する重要な技術だと思います。できるだけ町が主体となってこの基盤整備を進めることで世羅町全体のデジタル化が一気に加速するよう、また積極的な取り組みを期待し、今回のこの項目の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議員がおっしゃられるように、こういった世羅町の中山間地域での農業、それに見合ったようなデジタル基盤を作っていくというのが必要だと思います。

先ほどありましたように東北についてはかなり平場の農地が多いところもたくさんありまして、現状では農水省においても土地改良予算をしっかりとつけて、若い方に農業をしっかりとやらせるようなスマート農業の施策を進めておられます。世羅町においても今土地改良、西大田地区においてやっていたいてるんですけども、それ以外の場所においても、そういった畔を取ったりできるだけ今後活用しやすい、またスマート農業が導入しやすい圃場への移行を地域ごとに進めなければいけないとは思っています。ただこれ今、10分の10、国がかなりな支援を入れております。そこに乗っていくかどうかというのは、やっぱり地域でのお話合いがいろいろと作っていただいておりますけれども、やはり将来的な先を見据えた、そういったところでのブラッシュアップというものを求められておりますので、町もしっかりですねそういった地域でのお話合いをいただきながら、中山間地は5ヘクタールあれば一応導入ができるという形にはしてあるんですけども、やはり地域での飛び地でもいいそうなんですけれども、そういった話合いが進まない跟前にもいかないと思います。こういった最先端の機器を入れていく上では、やはり世羅町らしくというところで、しっかり農業が進むように頑張っていけ

ればと思います。

○議長（高橋公時） 次に、家族の高齢化と難病治療のための通院困難者への支援について 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 項目2としまして家族の高齢化と難病治療のための通院困難者への支援について。

家族が高齢化し、80代の親と50代の子どもがともに病気を抱え、50・60代の子どもが難病や自立歩行困難などの状態となり、通院すらままならない世帯や一人暮らしの方が増えています。これまで家族や自身が担ってきた送迎が、家族及び自身の病気や体力の低下により困難となり、結果として必要な医療を受けられない、いわゆる“医療アクセスの途絶”が現実起きています。

世羅町は公共交通が十分とは言えず、タクシーも限られた地域資源であるため、家族の送迎に依存する現状は限界に近づいています。

こうした状況を踏まえ、次の点について町の考えを伺います。

（1）家族が送迎できなくなった世帯への通院支援について

家族が高齢化し、送迎が困難となった場合でも、大学病院などで難病患者に対する必要な医療を継続できるよう、通院支援の仕組みを新たに検討する考えはないか。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） それでは田原議員の2問目、家族の高齢化と難病治療のための通院困難者への支援についてのご質問にお答えをさせていただきます。

現状では世羅町では中核病院として世羅中央病院ございますけれども、高度医療という部分においてはやはり県内のそういった大きな医療機関を受診されていることが多くあると思います。実際通院困難となった方、いろいろとお聞きするところもあります。今ではもう1日かけていくところを、家族の方の送迎等でどうにかまかなえるところはやっけていただいているんですけども、そうでない方々もたくさん増えていくものというふうに議員もおっしゃ

られております。まず、送迎できなくなったときの世帯の通院支援についてのご質問にお答えさせていただきますけれども、家族の運転で遠方への通院をされておられた方で、また家族の高齢化により通院が困難となられた方への支援については町としてはこれまでも、介護タクシーの利用を提案させていただいておるところでございます。この介護タクシーは、車いすやストレッチャーのまま乗車できる福祉車両を使用してございまして、必要に応じて付き添いや介助も可能で、移動のハンディキャップを補う移動手段として利活用いただいているところでございます。なかなかあっても使えない方もいらっしゃるのではないかと思います。周知も足りないかもしれません。そういったところも町として支援の一環として進めていければと考えているところでございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 私も携わるまでは何とも思ってなかった点があります。ある日突然自分自身、今元気に働いておると。それが急に自由がきかなくなる、車の運転もできなくなる。妻や子どもがいれば、それは何とかなるかもしれませんが、独り身だったらどうなるかと。親はいても80代、当然免許は返納してないにしても、遠方への運転は困難であると。そういった状況になったときに、たとえば症状がかなり進んで手帳の所持が可能な状態にまでなるとします。そのときにはそういった福祉制度がある程度使えるところになるんですが、そこへ至るまでとか、その制度を實際、じゃあ、はたと気がつくかどうかといったところがあります。そこがどうなのかといったところをお伺いします。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。世羅町では地域包括支援センターを直営で運営をしておりますが、地域包括支援センターは高齢者の暮らしを支えるという機能がありまして、日頃からの相談支援の窓口として皆様の周知に努めておるところでございます。

今回の田原議員のご質問は、若い方でそういった介護や介助が必要になられ

た状況でのそういった支援のあり方についてというご質問ではございますが、高齢のご家族の方でこれまで通院の運転や介助をされておられました、それがなかなか難しい状況にあられる場合ということでも、ご本人さんの病状の進行具合にもよりますけれども、暫定的に介護保険の申請をご家族様からご相談申請をしていただきまして、即日ですね、結果が下りる前に介護保険のサービスを使っていただくということもしております。そういった形でのご支援もあるということをご今後、皆様にご知っていただくような取組みも必要かと考えますので、そのように答弁をさせていただきます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） そうなんですよね、現実、狭間というかスポットへ落ちたような方々が現状ある。なかなか自分達も日常普通に生活していると気づかない。でも健康な状態っていつ崩れるか実際はわからないですよね。ある日突然病気になって、ある日突然、体の自由がきかなくなるという可能性は誰にもあります。ただ、確率的に高齢の方はどうしても、肉体的な衰えとともにそこが顕著ですので、それがまた大多数ですのでそちらのほうへ皆さん目を向けるんですが、実際はそうでない方々、今まで普通に働いておった方々がある日突然そういった状態になるといったことも想定しながら、またある制度をできるだけ知ってもらおうというのが、行政やそういった福祉医療に関わる現場で必要なんだろうなと思いました。実際私が気がついたときには、かなり高額な費用を使われて、経済的にもかなりのご負担をされておられました。

ちょっとここで視点を変えて、今の答弁書の中から聞いてみるんですが、これはお知らせ含めてということになるんですけど、現状先ほど介護タクシーの話がありました。世羅町の介護タクシーの今の現在の状況、また利用状況、またこの利用するにはどういった条件があるのか、そちらを教えてください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それではお答えします。残念ながら町内に介護タクシーの事業者がございませんで、今実際にご利用になられておられる方は、町外の介護タクシーの近隣では三原市久井町、また尾道市御調町の介護タクシー

の事業者のほうへご連絡をされて、ご利用をされておられる状況でございます。

この介護タクシーと申しますのは、日常生活や社会生活で必要となる行為、たとえば通院だけでなく、銀行へ行かれたり、買い物に行かれたり、本人が行かなければならない用事に関係した外出でもお使いができます。また介護保険が利用できるタイプの介護保険タクシーというのもございますけれども、世羅町におきましては、この介護保険でできる介護保険タクシーというのはご利用が難しいような状況でございます。介護タクシーはなかなか台数が少ないということもございまして、早めの予約をいただいて、皆さんご利用されておられるような状況でございます。町といたしましても、介護タクシーと申しますか、福祉車両の導入に向けて町内のタクシー事業者の皆様働きかけを行っておるところでございますが、こういった車両の導入がまた一層進みますように福祉課としても取組みを進めてまいりたいと考えます。以上でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 世羅町のほうには介護タクシーはない。先日の予算のところでも説明があったわけなんです、なかなか住民の方、予算のところにつきましてはなかなか見る機会もないので、実際に世羅町のほうにはないという状況です。

介護タクシー、なぜ必要かという、たとえばセダンタイプのタクシー、これ体の状態によっては座位が保たれない方がいらっしゃる。限りなくストレッチャーが入れば理想なんです、そうではなくてもですね、リクライニングして一定程度状態を寝かせる姿勢のほうが良いという病状の方もいらっしゃいます。そういった方が使われる面においては介護タクシーというのは必須であるしマストであるんですが、また利用時間もかなり実際この山村地域においては、時間の制約がある。朝は若干いいんですが、たとえば容体がご自宅で急変して、じゃあ夜、呼ぼうとしたときに、タクシーのほうはもう閉まっている。じゃあ、救急車かっていう話になるんですが、そこが微妙なところになります。医療関係者の方から見ると、それは救急車を呼ぶまでのものではないという判断に至るらしいです。ですが高齢の親御さんから見たら、我が子が苦し

む姿を見て、じゃあ、どうしようかとあわてふためくわけです。そこで知り合いの方、またご近所で頼りにされている方が近隣にいらっしゃればそういった方が助けになるわけなんです、なかなか山村部で人口が減ってきて、また近隣の方も免許を返納していくような状況の中で、厳しい状況でございます。唯一本人の同級生やご友人が手助けになれば、そういった方がいらっしゃれば、何とかなるわけなんです、なかなかそこもそればかり頼りにするのは厳しい状況であるかと思えます。

そこで2番目の質問に入らせていただきます。難病患者や慢性疾患患者への通院負担軽減策について、難病患者や高度な治療を要する疾患を抱える住民は遠方の医療機関への通院が不可欠であります。タクシー券制度の追加助成など、通院負担を軽減する取組みが進められないか。難病患者を含む医療的ケアが必要な住民への通院支援を検討する考えはございませんか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 「難病患者や慢性疾患患者への通院負担軽減策について」のご質問にお答えいたします。

本町では、指定難病疾患の方や特定疾病の方、腎臓機能障害による人工透析治療を受けておられる方に対し、通院に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的として、「通院助成金支給事業」を実施しております。事業の対象となられる方へ、月額1万3000円を上限として交通費の実費を助成させていただいております。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） この通院の支援なんです、通院助成金の利用者数、予算規模や過去の利用状況の推移などお聞かせください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 手元に利用実績のほうを持っておりませんので、お答えが難しいのですが、難病疾患の疾患の方や腎臓機能障害による人工透析等を受けておられる方は、障害者手帳をお持ちの方もたくさんおられま

す。障害者手帳に併せて、この1万3000円の月額の上限の交通費にプラス世羅町では独自にたすき一券の助成も行っておりますので、そういったものを使っていただきながら、支援をさせていただいておる状況でございます。実際には年間で難病疾病の通院助成金事業につきましては49万円程度の実績がございます。また腎臓機能障害につきましては現在は37の方が通院助成で年間で273万円程度の予算の執行状況がございます。また、重度障害者の通院費の助成金におきましては27名の方にお使いいただいて74万円程度の実績があります。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） この月額1万3000円の上限ですよ。これはどういった根拠でこの1万3000円というのは決まっておるのでしょうか。実費弁償の最高額上限ということなんですが、その点のところをお聞かせください。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） この1万3000円の根拠でございますが、タクシー利用等の交通費の一部の助成ということもございまして、自家用車で通われておられる方につきましては、1キロ当たり20円の支援をさせていただいております。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 1キロ20円と世羅町の旅費規程ですね。今変わっているかどうかわかりません。そこが基準なのかどうかといったところかと思えます。

ただ先ほどご答弁の中にもあったんですが、やっぱり手帳を所持しないとなかなかこういった助成の対象にならないと。通常我々が元気な状態で、徐々に徐々に体が弱って行って、じゃあどこでこの手帳の対象になるのかどうかの判断、これは医療機関のほうで指導してくれるのかどうか、その点はどうなんでしょう。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 多くが医療機関で障害者手帳の申請をするように退院時の連携等に併せてですね、ご紹介をいただいている状況が多いかと思えます。以上でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） そうしたときに、医療機関にかかるときに、セカンドオピニオンという言葉があります。特に我々若くてそういった病にかかったときに、一つの医療機関じゃなくて二つ目三つ目といった形でかかる場合がありますよね。そうしたときに、どこの医療機関が主治医になるのか、どこが主体として見るところになるのかと。そういったところが実際難しいところがあります。ネットなんか見るとセカンドオピニオンを推奨しているページもありますし、実際本人が納得する。ただこれ医療のところです、自分のそのときの気持ち、気持ちというのがありますし、ただそういったところの事例というか、インターネット上では溢れているんですが、溢れてるのはあくまで町場のところの、そもそもが医療アクセス、世羅町からそういった先進医療をたとえば受けようとしたらですね、近隣近くでいっても尾道に出るか、東広島に出るか、広島に出るかっていう遠方のほうになります。場合によっては、人によっては骨なんかの関係で岡山のほうへ行かれる場合もあるかと思えます。その情報は溢れているんですが、医療な情報は溢れているんですが、その通院のところの費用的なところは欠落してますので、実際、尾道に出るのにタクシーをフルに使ったら往復で3万円近くかかりますよ。広島、広大まで行くと往復で6万近くかかりますよといったところは、どこへも情報はありません。世羅から行った場合はですね。ただ患者さんからしてみれば、かかった者からしてみれば、藁にもすがるような気持ちでやはりかかりたいというのは、正直なところだと思います。できるだけ、そういった医療を受けてできるだけ完治したい。親よりは、長く生きていきたい。親よりは先に死んじゃいけないというのが子の気持ちだろうと思います。そういったところでちょっと制度があっても伝わらないところが多々あるのかなと思っております。今の手帳のところにしても、医療機関による形ではあるんですが、その情報の得方がなかなか届いていない

のかなというところがあります。そのアクセスの仕方をどのように今、されているのか伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 障害者手帳の取得についてもありますが、介護保険の申請につきましても、今世羅中央病院とは医療と介護の連携ということで体制を組んでつなぐところをしっかりとそれぞれで情報共有や連携をしながらやっておりますけれども、町外の医療機関となりますと、なかなか高齢者の方についてはケアマネジャーさんがついておられたり、地域包括支援センターのほうでご相談をいただけるところでより情報等があるんですけれども、若い方につきまして手帳の取得に至るまでというところの周知につきましては世羅町で現在作っております介護保険計画や障害者の基本計画、福祉計画におきまして皆さんにしっかりと周知をしていくような取組みを進めていくようにもしております。きめ細かな周知徹底というのはなかなか難しいところもございますけれども、なるべく早くですね、皆さんに情報を入力いただけるような取組みを今後とも進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○11番（田原賢司） （挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 地域包括という言葉が出ましたので、ここで3点目の御質問に移ります。

3点目として地域包括支援センターとの連携強化について。家族が限界に達する前に支援につなげるため、地域包括支援センターが中心となり、医療・介護・福祉の各制度を組合わせた支援体制が構築されていますが、周知と家族が心理的に抱えるハードルを引き下げる啓発が必要であると考えます。通院困難世帯への支援調整を強化する取組みについて、町の方針を伺います。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） それでは「地域包括支援センターとの連携強化について」のご質問にお答えいたします。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、介護・医療・

福祉の面から包括的な支援を行うための総合相談窓口と直営の地域包括支援センターを福祉課へ設置をしております。通院が困難な方への対応としましては、必要に応じて受診先への相談や介護保険サービスによる訪問看護のご提案など、可能な限り自宅で必要な医療処置が行えるよう支援もしております。また、ご指摘いただきました地域包括支援センターにつきましては、定期的に広報誌等で広い周知に努めているところでございますが、まだまだ十分であるとは言えません。世羅町地域包括支援センターは、高齢者の生活を支えるための総合相談窓口として、広くご利用いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） それでは地域包括支援センター、こちらのほうの相談件数、年間のですね。このうち高齢の方が多いのかなと思うんですが、60歳以下とか若年層世代の相談件数というのはわかりますでしょうか。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 地域包括支援センターには、高齢者のご相談ということで、さまざまな相談を日々受けております。それは介護保険サービスの申請にとどまらず、認知症や、また在宅での介護の仕方の相談、また高齢者の社会参加に向けた居場所作りやいろんな団体への参加、また、65歳未満の方のご相談というのは少ないのはございますが、年間のそういった相談件数というのは、包括支援センターのほうでそれぞれの相談窓口としての相談件数は拾っておるところでございます。最近では、本当に議員がご指摘されるような8050問題といったご相談も、多く寄せていただいております。ご高齢のご家族の方が若い方をですね、ご家庭で支えて、金銭面でも支えておられるような状況という、そういった複合的な課題につきましても、地域包括支援センターのほうへ相談として寄せられております。包括支援センターの職員少ないのではございますが、日々ですね、そういった対応に追われておるような状況でございます。すみません、数として申し上げることができないのですが、そういった状況でございます。以上でございます。

○11番（田原賢司）（挙手）

○議長（高橋公時） 11番 田原賢司議員。

○11番（田原賢司） 相談ケースとしてはあると。数はちょっとこの場ではと
言うことなのですが。実際イメージですよね、自分らが住民でイメージするの
は地域包括、そうしたときにですね、高齢者のイメージが先に立っちゃいま
す。

我々現役世代はそこへ相談することはちょっと難しいのかなと。でも実際そ
うじゃないということですよ。そこがやっぱり認知のところに差が現場と出
てるのかなと思います。これから、そういったところをどうしていくかといっ
たところになります。広報やLINEで啓発していくのではなかなか届かない
のかなと思います。

地域医療の集い、これは確かに一定の効果があると思います。やはり近隣
で、お隣さん、ちょっとどうなんだろうっていう気づく人を増やすしかないの
かなと。

より具体的な詳しいところを、制度を知ってもらうのは難しいところがある
んですが、この状態だったら、行政、または社会福祉協議会、世羅中央病院の
地域包括、そういったところへ駆け込んで行く、行けるよっていう声掛けがで
きるような町内の広く住民の方へそういった支援体制、認知をしていただくこ
とによって、お互いを支え合う仕組み作りがいののではないかと思います。知
ることによって非常に困難な事象になる前に、浅瀬のうちに救うという状態が
必要ではないかと思います。そこをですね、できれば事例を交えてのような、
こういった事例があってこういったことを、対応していますよといったお知ら
せの仕方、より具体性が必要ではないかと思います。

手帳1級、2級対象で、月額何万円とか医療費の助成がありますので、字面
で書くのではなくてですね、実際の生活で困った場面、シチュエーションを描
きながら、この制度に活用することによってこういった副次的な効果がでま
す。制度の紹介もある意味ちょっとイラストとか、そういった事例を交えた紹
介が必要だと思いますんで、今後そういった医療へのアクセス、住民の命と生
活を支える基盤ですので、これから支援を願いたいと思います。以上で私の質
問を終わります。

○福祉課長（和泉美智子） 議長。

○議長（高橋公時） 福祉課長。

○福祉課長（和泉美智子） 地域で見守る体制づくりも本当に必要でございます。世羅町では生活支援体制整備事業ということで今9人の生活支援コーディネーターを町内に配置しまして、それぞれの地域の相談窓口、また見守りの体制を整えていただいております。

そういったコーディネーターの皆様の窓口機能も併せて、それぞれの自治センターのセンター長様や自治組織の皆様がですね、日頃から見守り活動や声かけをしていただきながら、なるべく早期に地域包括支援センターに皆様の状況が届くような仕組み作りにもしっかりとご協力いただいております。イラストや事例を交えたご紹介というのも大変必要と考えますし、なかなかそのときにならないと、どこへ相談したらいいのかということも、皆さんですね、知っているようで、いざとなったときに包括支援センターというところへ気づいていただけるような取り組みも併せて今後、第10期の介護保険事業計画の策定と併せてそういったわかりやすい伝え方についても検討してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 以上で 11番 田原賢司議員の一般質問を終わります。

次に 「祭りが消えるとき、町は何を失うか」 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 議長。

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 議長からの発言の許可を得ましたので、通告に従いまして質問いたします。早速、質問の要旨から説明いたします。

世羅町には、神社や祭りや伝統行事、寺院など、長い時間をかけて受け継がれてきた文化が数多く残っています。国・県・町併せてゆうに100件を超える文化財があり、人口規模から見れば中山間地域としては際立って多くの文化資源が残っている町と言えます。しかし現在、これらの文化資源が人口減少対策や地域維持政策の柱として、町の将来戦略の中に明確に位置づけられているとは言い難い状況です。

文化財の保存や行事支援は、個別には行われていますが、地域の将来につながる総合的な戦略としての方針はこれまで示されていません。現場では、担い

手の高齢化や行事の縮小が進み、継承が危ぶまれる地域も出ています。これは文化の問題にとどまらず、町がこれからも続いていくかどうかに関わる問題です。以上を踏まえ、文化財担当部署だけの課題としてではなく、町の将来そのものに関わる政策として伺います。

第一点目、世羅町が持つ文化資源を人口減少時代における地域存続の柱として町の将来計画の中に明確に位置づけているのか伺います。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 「祭りが消えるとき、町は何を失うのか」の1点目「本町が持つ文化資源を、人口減少時代における地域存続の柱として、町の将来計画の中に明確に位置付けているのか」のご質問にお答えいたします。

この「文化資源」でございますけども、社会教育課が所管する分野で申し上げますと、「文化・芸術」と「文化財」であると捉えました。これらを地域存続のための柱という位置付けにはしておりませんが、世羅町教育委員会では、「町民の皆様や各団体の主体的な活動を促し支援する」という基本方針を定めております。つまり、行政が中心になって地域存続を担うというよりも、地域の皆様の活力で地域を存続させていくための要素の一つが文化資源である、という方向性を持っております。このことを含めまして、町及び教育委員会は、「世羅町第3次長期総合計画」に沿いまして、郷土への愛着や誇りを育む取組みを進めてまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 文化資源というものを共有しておきたいと思います。私が思います文化資源というのは、地域の歴史や暮らしの中から生まれ、これからの社会にも価値を生み出していく文化的な財産のことを私は文化資源だと考えます。建物や遺跡だけではありません。祭りや伝統芸能、生活の知恵、食文化、町並みや景観、そうしたものも含めて地域の将来を支える資源であると考えます。その考えに従って、質問いたします。

ただいま、文化資源は地域存在のための柱ではなく、地域の活力によって、地域を存続させていく要素の一つであるという認識が示されました。そこで伺

います。地域の活力とは、政策としてどのような状態を指しているのか。また、その活力はどこから生まれてくるのか。そのお考えをお伺いします。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） お答えいたします。議員ご指摘の活力、これがどのようなもので、どういう形でというご質問かと思えます。

地域の活力と申し上げましたことの中には議員おっしゃいましたように、その地域で育まれてきた歴史的な背景、またつながりといったものであろうかというふうに認識をいたしております。地域の行事に例えまして、行政が地域に代わって仮に運営をするということではなく、地域が自らその本質である伝統や形式といったものを損なうことなく継続できる形、そういったことに対しまして地域の皆様が連携をし、話し合いを持ってその中で脈々と続けていかれる、これによりまして魅力発信、郷土を知る機会、またそういった機会の創出を通して皆様の郷土への愛着、またそういった気持ちの醸成、本町に関心を寄せる関係人口が増えていくといったことの一助になってきて、そういったことを通して地域の皆様のお気持ちが豊かになる、そういった状況を指すのではないかとこのように考えております。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 私が考える地域の活力というのを申し上げます。

地域の活力というのは、おそらく自然に生まれてくるものではないように思います。人がこの町に関わり続けようとするからこそ、生まれる力ではないのではないかと私は思います。人は、仕事だけで町に関わるわけではありません。思い出やつながりや、そういった関係があるからこそ、町に関わり続けるのだと思います。そして、そのつながりや記憶を生み出してきたものの一つが祭り、あるいは伝統行事などの文化芸術ではないかと思えます。そこで次に質問いたします。

人口減少によって、祭りや地域行事の継続が難しくなる地域が出ている現状はご存知かと思えます。それについて教育委員会は、どの程度の危機意識を持っているのかを伺います。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） お答えをいたします。議員ご指摘のとおり、地域コミュニティの維持、それを通してそういった地域行事の継続といったものが困難になってきている状況が増しているのではないかと考えてございますが、そういった難しい状況になってきておるということは承知をいたしております。

先ほども申し上げましたが、文化財は単なる保存の対象ということではなくて、地域の人々が交流をし、郷土への思いを回帰をさせる大切な拠り所でもあると思っております。こういった文化財が持っております歴史的な背景、物語といったものを、より多くの方に知っていただけるよう、わかりやすい情報発信等に、今後も引き続き努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ご説明はよくわかりました。ただ、危機意識をどの程度お持ちなのかっていうのをもうちょっと聞かせていただければと思います。でも次の問題に移ります。ゆくゆくまたその問題も言います。

次に、長期総合計画に掲げられている文化財の保護と調査について伺います。これまで、周辺施設整備や修繕、案内看板の設置などが進められてきましたが、現在も整備が完了していない指定文化財は何件くらい、どれくらい、あるいは、どこにそれがあるのか。まずその全体像を明らかにしてください。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 2点目の「長期総合計画に掲げられた文化財の保護と調査」についてお答えいたします。

本町の指定文化財は、国の指定が仏像など7件、国の登録が2件、県の指定が古墳や天然記念物ほか32件、町指定が同様に137件ございます。指定文化財の環境整備につきましては、参拝者や見学者が多い箇所を優先をいたしまして、所有者の了解を得られました物件を対象に、また個人が所蔵をされているものは原則は対象外といたしまして、集約化を図りながら効果的な看板設置をしているというところでございます。

また、設置済みの老朽看板の更新を順次進めますとともに、所有者が行います修繕等の維持管理に対しましても、予算の範囲内において一部費用を助成を行っておるといふこととございます。以上とございます。

○4番（宗重博之）（挙手）

○議長（高橋公時）4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之）今の答弁では文化財の総数や整備の考え方についての説明だと理解いたしました。しかし、私が今伺ったのは長期総合計画の対象として、現在も整備が完了していない文化財の数とその場所です。もう1回その全体像を具体的にお知らせください。

○社会教育課長（正田一志）議長。

○議長（高橋公時）社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志）お答えいたします。長期総合計画におきましては、文化財の保護につきまして、保護と活用を引き続き行ってまいるといったことを記しておると存じております。先ほど申し上げました看板の設置という部分につきまして、また、指定の文化財の修繕、これらの所有者がされる修繕に対して保護を行っていくといったことをこれまでもやっておりますが、今後も計画に沿ってと申しますか、計画に掲げた内容として申請をいただいて、実施をしていくというところとございます。

件数につきましてですが、先ほど説明をいたしました指定物件、総数は178件とございますが、そのうち看板があるものが101件とございます。残りにつきましては、看板が設置をされていないという状況とございますが、看板設置につきましては先ほど申し上げましたように、所有者の方の了解が取れたものというところもとございますので、そういった部分も含めて、設置できてないところはとございます。また、老朽化してきたものにつきましては、順次、毎年予算を計上させていただきまして、修繕を行うことも取組んでおるとございます。以上とございます。

○4番（宗重博之）（挙手）

○議長（高橋公時）4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之）ということは整備が完了していないのは、看板設置の30件ぐらいだけであって、あとはほぼ整備はしているという解釈でよろしいでし

ようか。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 町で行っておりますそういった保存と活用といった観点で申し上げまして、先ほど申し上げた看板の設置といったものは、その一つでございます、178に対して101件ですので、約6割はそういった整備を行っておるということでございます。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 大体の状況はわかりましたけれども、長期総合計画に文化財の保護と活用が掲げられているのは、私も拝見いたしました。しかし、未整備の文化財の全体像が整理されていなければ、計画の進捗状況、あるいは管理や成果、あるいは何を基準に判断されるのか、たとえば具体的な指標と評価方法がわからないのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） お答えをいたします。先ほど申し上げた178件というのは、調査を行ってそのものの大きさ、また量であったり、そのものの歴史的な背景といったものがわかっておるものでございます。

議員、冒頭おっしゃいましたように、町内にはたくさんの文化財といったものがございます。こちらの中には、まだ調査の完了をしていないものも多数ございますので、この調査も引き続き行ってまいります。調査に当たりましては、専門家の方、また町の文化財保護委員の方に現地に出向いていただき、調査を行っていただきます。その後そのものの歴史的な背景といったものを踏まえて、また町の指定、また県の指定、国の指定といったものに諮問をし、指定を受けるものか、そうではないものかといったことも含めて検討を引き続き今後も続けてまいります。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） はい、わかりました。それでは、3点目の質問に移りま

す。町指定の無形民俗文化財の継承状況についてどの程度把握されているか伺います。

町には「だんじり仁輪加狂言」「神殿入り・神楽・夜の御幸」「宇津戸夏の神祇」「黒川神祇」の四件の無形民俗文化財があります。

私はこういうふうに書いたんですけど、2番目の「神殿入り・神楽・夜の御幸」というのは町ではなくて県の無形民俗文化財じゃないかと思うんですが、これについては後でご説明いただければと思います。

いずれもこうしたものは地域の誇りであり、長い年月をかけて受け継がれてきたものです。しかし、担い手の減少や高齢化により、継承の難しさも指摘されています。現在の継承状況について、町はどの程度、どのように把握しているのか。町の現状認識と、将来に向けた見通しをわかりやすくお示してください。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） それでは3点目の「町指定の無形民俗文化財の継承状況」についてお答えいたします。

議員ご質問のとおり、民俗文化財は、その地域にお住まいの皆様が大切に思い、長年努力を重ねて継承され、現在に至っております。こうした民俗文化財は、保存会の設立や地域での継続的な活動により伝承されてきたものでございます。

一方で、地域におきましては、ご指摘の担い手不足から維持への懸念をお持ちであるといったことは認識をいたしております。

将来に向けた見通しにつきましては、現在の人口動態などを鑑みますと、現状通り伝統的な形式を維持し続けることは難しくなる事態もあり得ると思っております。町の行政が中心でそちらを担っていくというよりも、各地域におきまして継承を促進をしていくための側面的な支援を行っていくという方向性を持っておるところでございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 今の答弁を私流にまとめますと、担い手不足により、将来は維持が難しくなる可能性があるというのは認識されているということですね。

そして、町が中心となるのではなく、地域でやっていただく。それを支援する立場だというお考えだというふうに伺いました。

無形民俗文化財は、建物と違って修理することができません。人がやるものですから。人がいなくなるとその時点でその無形文化財は消えてしまいます。そこで伺います。町は、それを守る主体なのか、それとも地域の事情として、消えていくのもやむを得ないと考えているのか、町としての認識を伺います。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） お答えいたします。こういった民俗文化財、おっしゃいますように地域の人、そういった方々のご努力によってこれまで続けられてまいりました。そちらが消えてなくなるという表現を使われて先ほどご質問なさいました。そういったものが将来にわたって継続することが可能となりますように、教育委員会といたしましては、映像また画像、そしてさまざまなそういった祭りでの所作、形式といったものを書き留めた資料というものを作っております。

たとえばそういった伝承を地域において行っていただく際、こういった所作なのか、こういった形なのか、こういった流れなのかといったことをお調べになるということもあろうかと思えます。そういった場合に、地域の要望に応じまして、そういった資料をご提供し、それによって伝統を継承していただくことができると考えまして、そういった資料を保管をし、これまでも地域に貸し出しをしたというケースもございます。そういった意味での側面的な支援というのを教育委員会として社会教育課として引き続き行ってまいりたいと考えております。以上です。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 教育委員会の認識はわかりました。ただ、祭り、行事というものは生き物です。いくら記録で残したからといって、それが継承されるというふうに考えておられる認識っていうのは、私は違うように思います。人が途絶えたらなくなります。そして、映像で伝えるものではありません、これは。今のお考えというのは、やむを得ない場合の答弁だというふうに理解いたしました。

ただ、町として文化財を指定している意味は、何なのか。指定文化財としてやっているのは今の考え方でいいのかと、私は改めて質問したくなりましたけれども、次の質問に移ります。

4番目、未来戦略について伺います。まず、学校教育と伝統文化の体系的連携について伺います。現在、学校では郷土学習や地域行事への参加は、それぞれの学校ごとに、あるいは地域ごとに行われているかと思えます。これを町全体の教育施策として継続的に取組む方針があるのか伺います。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） それでは「未来戦略」についてお答えいたします。

町内の小・中学校では、総合的な学習の時間を活用いたしまして、地域の伝統や文化を基盤とした「ふるさと学習」を実施しております。この学習は、ふるさとへの理解と愛着を深め、郷土を誇りに思う心を育むことにもつながっており、「世羅町教育プラン」におきましても、郷土への愛着と誇りの醸成として掲げておるところでございます。また、コミュニティ・スクールの取組みにおきましても、地域の皆様と学校が連携して伝統文化に触れるケースがございます。これらの取組みを表現する場として、「輝くせらの学校文化発表会」や、各校の学習発表会・文化発表会を活用しております。

このように、教育計画の中の一つとして位置づけ、郷土への愛着と誇りを育成する内容として取組んでまいります。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） ではちょっと改めてもう一度、どうもちょっとご答弁と質問が食い違っているように思いますので、改めてもう1回言います。私が伺ったのは、学校教育と伝統芸能を町全体の教育施策として、体系的に連携させる方針があるのかということです。

今おっしゃった総合学習や発表会など、各学校の取組みは私も理解しております。しかし、それらは個別の実践であって、町としての文化継承を進める仕組みとは言えません。教育委員会として、学校教育と地域の伝統文化を体系的に位置づけ、文化継承の仕組みを作る考えがとおりかということをお聞きしたわけ

です。もう一度ご答弁をお願いします。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 学校教育の取組みにつきましては、あくまでも学習指導要領に基づく教育課程の中で実施するものであります。

学校教育はこういった法令に基づき計画的、継続的に行うものでございまして、各学校が児童・生徒の実態や、地域の特性に応じまして、教育活動を工夫することが基本になると考えております。

そういった教育活動の中で、郷土理解や地域への愛着を育む学習を着実に積み重ねていくことがその結果として、将来の地域を支える人材の育成、また地域文化を守る担い手の育成、こういったことにつながるものと考え、その認識で教育活動を進めてまいっております。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） よくわかりました。今のをまとめますと、学習指導要領に基づいていると。これは、学校教育と地域の伝統文化の体系的に位置づけができるものというふうに考えておられるのだと理解してよろしいのでしょうか。要するに、学習指導要領、その中に体系的に位置づける内容というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長（藤原康治） 議長。

○議長（高橋公時） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤原康治） 学習指導要領、また教科のたとえば総合的な学習の時間の指導につきまして、この地域文化と体系的に、直接的に位置づけるものはございません。ですが今申し上げましたように、このふるさと世羅、この学習につきましては、世羅町の子どもたちにとっては大変重要な学習であると捉えております。この学習につきまして、子どもたちの実態、地域の特性、特徴、こういったことをしっかりと踏まえ、その点を大事にした学習内容、教育活動、こういった取組みを行っているところでございます。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） わかりました。町として文化継承を進める仕組みというのには、学習指導要領のみならず、世羅町なりの考え方で進めていただきたいと私は要望いたします。

では次に、観光政策について伺います。無形文化財や地域行事を交流人口や関係人口を生み出す町の資源として、戦略的に町は位置づけているのか、単発のイベントではなく、町の観光政策の柱としてどのように活用していく考えなのかをお示してください。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 宗重議員の観光政策についてのご質問について私の方からお答えをさせていただきます。

さまざまな無形文化財や地域行事について、議員ご質問のとおり交流人口や関係人口の増加につながるものであると考えております。しかしながら常時の観光資源としての位置づけはなかなか難しいと考えております。しかしながら世羅町を知っていただき、関心を持っていただくものの資源としてPRを行うことは有用であると認識しております。

これまで実施してまいりました観光事業者への補助制度の拡充、観光プロモーションの実施、インバウンド誘客の取組みに加味することで、町の観光客数及び観光消費額の増加に向け、さらに取組んでまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 無形文化財や地域行事は、交流人口や関係人口の増加につながると認識はしている一方で、常時観光資源としての位置づけは難しいと答弁されました。しかし、全国の観光地を見回してみますと、たとえば祇園祭であるとか、青森のねぶた祭であるとか、そういったものは特定の時期に行われる祭りや年中行事を核として観光を形成している例も数多く全国の中に見受けられます。つまり、観光資源は必ずしも常時開催される必要はありません。そこで伺います。

本町の無形文化財や地域行事を観光政策の柱として位置付けることが難しい

と判断されている理由は何なのでしょう。規模なのか、担い手なのか、行政の方針なのか、お金なのか、その根拠を具体的にご説明ください。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。先ほど議員からいろいろ大きな祭り、そういったところもご紹介いただきましたけれども、世羅町にも確かに大きなお祭りがございます。そういったところは実際には観光客の方といたしますか、そういった方が来ていただいておりますものと承知しております。

ただご質問にございました無形文化財といったものを、これ開催日が決まっております、また特に観光という面での誘客のテーマとして位置付けるというのが実際のところ、今までにも全く取組んでないということではないんですけど、実際に写真愛好家といたしますか、そういった関係の方は確かに来られるんですけど、観光という面ではなかなかうまく結びついていないという現状ということでお答えしている状況でございます。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 観光と結びつけていないということは単なるお祭りの一過性で終わらせるという位置づけだという意味でしょうか。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） お答えいたします。確かにお祭り、そういったもの、開催日も決められておりますので、どれを観光にというところで指定して、取組んでいるというところが難しいところでありまして、一過性で終わらせておるという意味ということではないんですけども、そういう状況でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員

○4番（宗重博之） 非常に明快な苦しい答弁をありがとうございます。大体お祭りというのは期間はどこも決まっています。ねぶた祭りにしても期間はこれ、北海道の雪まつりもこの期間というのは決まっております。だから、日にちが決まっているから観光にしていないというご答弁はちょっと、好意的に考えても

理解しにくいところがございます。

それでは、最後の最後になりますが、文化政策の方向性について伺います。

何度も言いましたが、伝統文化は、自然のまま放っておいては残りません。残すのか、あるいは失っていくのか、それは時間の問題ではなく、行政の判断の問題です。どうするかということが問われます。

世羅町の未来戦略として、伝統文化をどう位置づけるのか、町としての明確な政策判断をここでお示してください。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 6点目の「文化政策の方向性について」のご質問にお答えいたします。

まず、冒頭で申し上げたとおり、社会教育課の基本方針としましては、「町民の皆様や各団体の主体的な活動を促し支援する」というところがございます。直接的な担い手の育成につきましては地域の皆様の主体性があるからこそ実現するものと考えており、世羅町教育委員会の役割はそのための支援を念頭に置いて事業を進めていくということかと思えます。

具体的には先ほども申し上げましたような形式や歴史、そして技術を後世に伝えるために、祭りの歴史的背景や衣装、小道具の製作過程といったものに至るまでをまとめた冊子や、実際の所作を収めた映像資料による記録保存を行っております。これらは既に、技術継承の資料として活用いただいております。

今後につきましても、こうした記録保存の取組みを継続するとともに、貴重な文化資源が次世代へ確実に引き継がれるよう、側面的な支援を行ってまいりたいと考えております。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） これまで6点にわたり質問をしてまいりましたが、答弁の多くはほとんどが現在行われている事業の説明に一貫しております。

確かに今やっておられること、私も初めて聞くようなこともありましたので理解しました。しかしながら、私がこの場で伺ってきたのは、個々の事業ではあ

りません。人口減少時代において、文化資源を町の未来戦略です。未来の中でどのように位置づけをするのか、それが聞きたかったわけです。それが、政策判断だと思います。

文化を地域の将来を支える資源として、積極的に生かしていくのか、それとも、先ほどからずっと地域の主体性を支援というふうな言葉で言われておりますが、それを地域の住民に任せるのか、そこが聞きたいわけです。そこを世羅町の基本的な考え方にあるのではないかと思うので、もう一度改めて伺います。どのように認識されてますでしょうか。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） こういった行事そのものを通したというご質問かと思えます。

先ほど来申し上げておりますが、こうした行事、一つのものではなくて複数の行事につきまして、必要に応じて記録保存し活用できる、備えるという意味でこれまでも取組んでまいりました。

社会教育課として考えます文化財の保存活用といった部分での考え方につきましては、単に歴史があるものをそのまま置いておくということではなくて、地域の皆様がこれまで守ってこられた大切な伝統、これをいかに後世につなげていくかといったことのお手伝いをしていくということがまず第1にあらうかと考えております。

たとえそれを担う担い手の方が変わられたといたしましても、将来的に再現ができる、そのための正確な記録を今、残しておくといったことが文化財の行政を預かる社会教育課といたしまして、まずは必要なことと考えて、今後取組んでまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博之議員。

○4番（宗重博之） 今の答弁の中で、お手伝いとしてという言葉が私はどうも引っかかってしょうがないんです。お手伝いではなく、町が主体的になってやってもらいたいというために私はこの質問を考えました。

最後に、この質問の表題でもある「祭りが消えるとき、町は何を失うのか」こ

の質問をいたしたいと思います。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、町が何を失うのかというふうに大きい質問されました。おそらく宗重議員求められていることはですね、町の将来、未来の資源として、この文化財や伝統文化を扱ってほしいということに対して私どもが、少し不完全燃焼な答えになっているかと思います。と言いますのが、今までの答弁で申し上げましたように、世羅町教育委員会 社会教育課としましては、人間がこれがこれまで脈々と積み上げてきた生きざま、生活、暮らし、その結果を文化という言葉で呼んでいます。これは、そのときそのときその時代その時代でもうなくなってもいいものではなくて、単なるノスタルジックな回顧主義で言っているものではございません。歴史と同じで、これから先へも続くものとして、過去があり、現在があり、未来がある。その意味で、これまで大切にしてきた文化、また芸能も含めてですね、それを継続して継承していくことは非常に大切だと思っております。その意味で、宗重議員おっしゃることを私達もよく理解しております。ただ、現実的な、先ほど観光資源というふうにおっしゃいましたけども、そこに予算をつぎ込むとか、政策の中心として柱としてこれを担っていくということについては、必ずしもそれに当てはまらない、たとえば青森のねぶた祭というものを京都のものと同じものではなかなか扱えないということがあります。ただ、非常に大切なものとしてこれからも私ども教育委員会社会教育課として、その支援をしていて、やっぱり地域の皆様自身が、これは続けていくぞというためのサポートはしていかなければならない。その意味では、非常に同じことを思っていると思っておりますので、その点ご理解いただければと思います。以上でございます。

○4番（宗重博之） （挙手）

○議長（高橋公時） 4番 宗重博議員。

○4番（宗重博之） 私もこの質問を投げかけて、なんと私的な質問なんだろうと自分でブーメランのように返ってきております。今。自分で答えるとどうしたらいいのかと。先ほどからお手伝いであるとか、サポートという言葉が出てきているところを見ますとやはり主体となってやっていくのが難しいのだろうなど

いうことは理解いたしました。

質問ばかりしてはいけないので私が思う祭りが消えるとき、町は何を失うのかということについて私も言わないとちょっと卑怯かなと思いますので、お答えさせていただきます。

祭りとは、人の心をその土地に、つなぎとめるものなのではないかと思います。もし祭りが消えてしまうならば、人の心はその町から離れ、町は静かに力を失っていくのではないかと思います。祭りは、単なる行事ではありません。町の記憶です。人の記憶です。記憶を失った町、あるいは記憶を失った人が、どこへ向かうのか。それは、文化の問題にとどまらず、この町がこれからも続いていくという問題ではないかと私は考えております。私の意見を述べさせていただいて、質問はこれで終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今の宗重議員の考えよくわかりました。祭りということの一つ象徴的に捉えて人の心をつなぎとめていくものであるということはよくわかりました。

もちろん議員よくおわかりのように、たとえばインフラ整備であるとか、観光のこととか、私どもで所管しておる学校教育のことは目の前で非常に直接的な町民の皆様にとって利害関係もありますし、存続できるかどうかという大切な要素であります。それと同時に、宗重議員今おっしゃいましたように、祭り、まるでちょっと優先順位が後になりそうだけど実は非常に大切なものだ、ベースなんだと、人の心をつなぎとめていくということは大切なんだというご示唆をいただいたと思っております。

これまで議員の皆様一般質問でこういう文化を取上げてこられたことはほとんどございません。私どもも一生懸命社会教育課を中心に文化継承、それからいろんな保護に取り組んでおりますけども、今回そういう意味でスポットライトを当てていただいたことを非常に感謝しております。これからもこの文化の継承、文化財も含めてですね、担当課として丁寧に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 以上で、4番 宗重博之議員の一般質問を終わります。こ

こで休憩といたします。再開は11時でございます。

.....

休憩 10時46分

再開 11時00分

.....

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。先ほどの4番宗重博之議員の質問に対し一部答弁の補足があるようですのでお願いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 失礼いたします。先ほど宗重議員に対する私の最後の答弁の中で、議員の皆様が一般質問の中で文化財または文化についてのご質問をほとんどいただかなかったという言い方をしたんですけど、これは私が教育長に就任して以降ということでございまして、実際にはこれまでもこの一般質問で文化財また文化についてのご質問をいただいておりますので、非常に言葉足らずな説明でありましたのでお詫び申し上げます。以上でございます。

○議長（高橋公時） それでは会議に入ります。

次に、ソーラーパネルの規制について 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 失礼します。ただ今議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回はソーラーパネルの規制について質問いたします。質問の趣旨、町内にも数多くのソーラーパネルが設置されております。特に道路沿いの耕作放棄地などに設置されているのを見ると、去年の米不足であるとかを考えると非常に憤りを感じるところでございます。

またたとえば三次市のカントリークラブにもメガソーラーの計画があるようで、国道にはメガソーラー反対というのぼりが立っております。また廿日市のカントリークラブもすでにメガソーラー化されていると聞きます。

原発再稼働の流れや、これはこれで問題ではあるんですが、今日は触れませ

んが、そもそもソーラー発電のコスト、あるいは再エネ賦課金などを考えると、個人が自宅の屋根に設置するのはこれは個人の自由なのでいいかなというところで、それ以外の新たなソーラーパネルが、最近新しいソーラーパネルというのが開発されつつありますので、そういうことも踏まえ、新たなソーラーパネルが開発されるまでは建設を抑制すべきだと私は考えております。

(1) 農業委員会では規制がされているようですが、自治体によっては条例で規制強化を図っている所もございます。本町の規制についてお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐々木浩康議員の「ソーラーパネルの規制について」のご質問にお答えをさせていただきます。町の規制についてのご質問でございますけれども、議員ご指摘いただきますように、本町におきまして農業委員会において定められた「農地転用を伴う太陽光発電設備の設置に関するガイドライン」以外には、特段規制を設けていない状況でございます。

農業委員会が県内の集まります農業会議の私、代表させていただいておりますので、現状そういった農地への太陽光パネルのこともFITが終了するという形の中でもまだまだ増えている状況がございます。その中でも今は営農型の太陽光発電といったものが結構増えてございます。というのが農地に、パネルの下で農機具入っているいろんなことができるというところ。先般来見かけますとやはり植えものとしてはトマトがございましたし、ブルーベリーございました。エゴマが結構良いようでございまして、遮光率というのがあります。太陽光の光を受けすぎると育ちがいわゆる身が固くなるというようなことで、今般のいわゆる温暖化に関すること而言えば、そういった遮光したほうが、約30%ぐらいですかね、遮光したほうが生育が良い作物をそこで作るといったような形式のものも今出てきている状況もございます。そういったものについては、県の進達を受けますので、農業会議で、許可をしている状況でございまして、今後、ひょっとするとまだまだ増えていく可能性はございます。そこで、農地を守るという観点で営農型太陽光パネルの設置についていろいろと協議もしている状況でございます。

こうした中、令和6年2月に国において「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」が制定をされました。再生可能エネルギー発電事業者が周辺地域の住民へ適切な情報提供を行い、再生可能エネルギー発電事業に対する理解を促進するために、住民説明会の実施が定められているところでございます。

町といたしましては、現在、国において大規模太陽光発電設備の規制強化に向けた検討が進められていることから、その動向を注視し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入が図られるよう、必要に応じて条例等による規制を検討してまいり所存でございます。以上でございます。

○5番（佐々木浩康）（挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） そういった農地を守るというようなものでソーラーパネルを設置できるのであればですね、またそういったものは推進していただきたいと思えます。

住民の理解が必要であるというところも非常に大きいと思うんですが、実際ですね、とあるソーラーパネルの施設では住民説明会が一切行われず、これ何年にできたか、記憶が確かではないんですが、また森林伐採のほうもあらかじめ町へ届け出が必要であったというのに届け出がなく、伐採が始まっておりました。私の近所なんです。今後このようなことがないように、地域住民が不安を抱かないような、そういった対応をしっかりと求めたいと思えます。

もう一つ、ソーラーパネルの大雨が降ったときにそれが流れ込むところの水路を越して、森林のほうへ流れていくというようなことが起きているという話を住民から直接聞いております。そういったところも、やはり事業者なりに管理、その他をきちっと指導するように併せてお願いしたいと思えます。

国のほうでは、以前は事業者の使用後のソーラーパネルを撤去を義務付けするというような話もございましたが、これは断念されたということで、やはり株式会社などの場合は、最悪の場合破産手続きをすれば、責任は取らなくてもいいということで、なかなか撤去の義務づけっていうのが、これから今後10年、20年問題になって来るのではないかと感じております。是非ですね、この10年、20年先のことを見据えて、条例制定に向けて町独自でも条例なりそういったものの研究をしていただきたいと思います。お考えを伺います。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。先ほど町長が答弁申し上げましたように、現在国のほうでメガソーラーについてですけれども、さまざまな法的規制強化に向けた検討がなされております。そうした状況を踏まえて、町としては考えていきたいというふうに考えておるところでございます。

町長答弁にございましたように、令和6年にそうした太陽光発電設備を設置する際には、地元の理解を得るための説明会、これを必ず実施するようということになっております。これはFIT制度等を活用する場合は絶対条件ということになるんですけれども、それによって事業者のほうから町民課のほうへこの範囲で説明をしたいんだけどどうかというような相談というものが増えてきております。そうした地域住民の方にしっかり説明をして、太陽光発電設備に対する理解というものを深めた上で、設置がされているという状況が徐々に確立されてきているのではないかとこのふうには考えております。

議員ご指摘というか、ご要望といいますか、ございました条例の設置でございますけれども、今、おそらく全国で330自治体ぐらいが制定しているというふうに認識をしております。2割弱という状況でございますけれども、住民への説明とか、あるいは環境の保全、災害、安全性の確保といった観点ですね。それから事業終了後の処分といったところが、いろいろ条例バラバラではございますけれども、そういったところの観点で制定されているというふうに認識をしております。

まずは今現在国のほうで法的規制強化というものが進められている状況でございますので、その状況によってどういうふうにこの太陽光発電を取巻く環境が変わっていくのか、そういったところを見極めた上でしっかり町としても検討を進めてまいりたいと考えております。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） ここでソーラーパネルの問題点についていろいろ調べてまいりましたので、少し町民の皆様にも知っていただくというところでご説明したいと思います。

まず1番目は発電効率の悪さですね。まずはシリコンを作ってシリコンパネルを置くわけですが、トータルに必要なエネルギーが、石炭発電の約3分の1しか発電できないと。これはトータルでの製造からランニングコストを含めてですね。

2番目が、パネルが90%を中国製であるということです。日本もいくつかのシャープであるとか、何か所か作っておったんですが最初は。今ほぼ90%が中国製でございます、建てれば建てるほど中国が儲かるというような現実になっておると。

またですね、これは確かな情報ではないんですが、ウイグル自治区での強制労働というようなところでコストを非常に安くして、世界中に輸出しているという問題がございます。こういった人権侵害に太陽光のパネルが使われているところを皆さん、少しは考えていただきたいなと思っておるところでございます。

○議長（高橋公時） 佐々木議員に申し上げます。

○5番（佐々木浩康） はい。

○議長（高橋公時） あまり根拠のない説明は、

○5番（佐々木浩康） これはあくまでも、はい。それからですね、あと買取り価格の低下ですね。最初の頃は結構高値で電力会社を買っていたんですけども、今非常に買取価格が下がっておりますので、実際にトータルで利益が出るのか、出ないのかっていうところの微妙なところでございます。また猛暑日ですね、非常に夏の暑いときは、電力会社も買取りを停止しております。

4番目が先ほど申し上げましたが、廃棄問題ですね。事業者が倒産した場合の有害物質の処理はじゃあ、どうするのかというところがまだ国のほうでも決まっていなかったところがございます。他にもですね、森林を伐採して景観も悪いですし、治水も悪化するであろうといったところがソーラーパネルの問題点ではないかと私は考えております。

大体それでこれは質問ではないんですが、そういったことも考えて今後のパネルの規制についてやはり前向きに進めていただきたいと思っております。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） いろいろ述べていただいたわけですが、町の見解は先ほど答弁申し上げたとおりでございます。処分等についてなんです、これについても今、国のほうでリサイクルの義務化等について検討がなされている状況ですので、この辺が法的にどうなるのかというものもしっかり見極める必要があるというふうには考えております。以上です。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 続けて2番のほうへ行かしていただきたいと思います。町内にあるソーラーパネルのトータルの面積などを町は把握しているのか、情報提供を求めます。

○産業振興課長（住田谷 保） 議長。

○議長（高橋公時） 産業振興課長。

○産業振興課長（住田谷 保） 2点目の「町内にあるソーラーパネルの面積の把握状況」についてお答えいたします。

町では、町内のソーラーパネルの設置面積についてすべてをまとめたものはありません。

しかしながら、産業振興課のほうで把握している農地転用や林地開発等の届け出、手続きにより把握したものとしまして、令和元年度では87件、227,302㎡の手続き実績がございます。その後、申請件数は年々減少傾向にありまして、令和6年度では23件、25,804㎡の申請を受付けております。令和元年度から令和6年度までの合計では306件、722,267㎡となっており、ご質問のパネルの面積の近似値となると推察しているところです。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 結構な件数と面積があるものだなと。これが全てではないということで、これ以上あると。これちょっとびっくりしたんですが、思った以上に世羅町は場所的にいいのかなと、土地も安いということで。これが結局問題はですね、再エネ賦課金が最終的には問題だと私は思っております。

2012年に1か月88円、年間で1056円、皆様が1世帯あたり負担しておったんですが、2025年では、平均世帯で1か月が1700円の再エネ賦課金。そうす

ると年間2、3万円の負担をしていると。このお金が太陽光であるとか、あるいは風力であるとか、そういったものに流れていると。ちなみに政府統計で1世帯あたりの平均の1か月の電気料は1万2379円と、内の1700円が再エネ賦課金であるということで、私のような事業者は非常にこれどころじゃない負担を強いられておりますので、これ結構生活に関わる問題だなと思っております。

CO2の問題を少し述べさせていただきます。中国、アメリカ、インドというふうに世界の排出量の1、2、3位が、いわゆるパリ協定に参加しておりません。日本は大体世界の10%のCO2排出量であるということです。

国の方針としては2050年にカーボンフリーを達成すると。環境省が大体2兆4000億円ぐらいの予算を25年間後、50年ですから使うということになると約60兆円国のお金を使うと。最終的に地球温暖化にどの程度効果があるのかというのを、キャノングローバル研究所というところが発表しておりまして、地球の温度は、0.006度下がると推定されております。60兆円使って0.006度下がることに意味があるのかなというところを、私は非常に疑問に思っております。

今後ですね、今、積水化学などが新しい開発中の非常に効率の良いソーラーパネルを、いわゆるペロブスカイト太陽発電という、こういう日本の技術が新しいものが開発されつつあります。これがなかなか町工場で職人芸で、やっていくと。できないとできないというようなですね、日本の技術力の高さを表している。ただし、今のところ耐久性に非常に問題があって、高温多湿などに弱いと。今後、技術開発次第でございます。しかも原材料がヨウ素ですね。これは世界で日本は第2位の生産量を誇っておりますので、海外に原材料や資源を求める必要がないという、非常に素晴らしい技術であると。最近ですね、スペインが摩擦電気発電所というものを開発いたしました。

これはですね、雨が降ってるときも発電できるという、雨粒が落ちるエネルギーをナノ粒子の摩擦を電気に変えると。これ非常に画期的な技術で、雨粒一つ落ちると、1.1kW発電するという、最大でございます。こういった技術は、今からどんどん進んでいくと思うんで、さらにコストが下がっていけば、新しい太陽光発電ができると思います。それができるまではある程度抑制したほうがいいんじゃないかと私は考えております。

重ねてですね、その間だけでもいいので条例を制定していただきたいと私は

思っておりますので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは5番 佐々木議員からのご質問に私よりお答えをさせていただきます。

ご質問の冒頭より、現状、今までの太陽光発電の大規模なメガソーラー等の状況から、また先ほどこれからの技術革新についても触れていただいたところでございます。固定価格買取制度から20年をもう少しで迎えてくる形の中でこのメガソーラー、そしてこの開発に関わります周辺への影響についてもご示唆をいただいたところでございます。住民また近隣への適切な説明等は必須でございます。また、説明を行われた後に運転開始をしました以降も、周辺に与える影響等、そういった皆様方からのご心配、また不具合についてもこれを解消していくことは重要なところでございます。これは事業者においても、また行政から見た周辺地域への影響についても、これは取組んでいく必要があるところは受止めておるところでもございます。そういった場合の事業者への適切な伝達の際、相違がある場合のすり合わせ、合意形成が図られるように、そういった課題に調整に努めてまいりますものでございます。

またこれからの技術革新によつての部分もございますけれども、これまでは、開発またその設置について必要性を講じる場合が多々ございましたけれども、今後の課題としましては、終了し、そしてそれを撤去・処分、元の現状に回復をどのように図っていくのか、そういったことは大きな課題として立ちは大かかってまいるところでもございます。答弁にも重ねておくところではございますけれども、今後のそういった技術動向、また国の動向も踏まえながら、条例等の必要性についてしっかりと論議、また検証を行ってまいりたいところでございます。今後の技術革新と、そしてこれまでの発電のそういった設備等をどのように終了していくのか、今後の課題としてしっかりと受止めてまいります。以上でございます。

○5番（佐々木浩康） （挙手）

○議長（高橋公時） 5番 佐々木浩康議員。

○5番（佐々木浩康） 副町長の答弁で、今後とも目を光らせていただきたいと

思います。

最後になりますが、元々ですね、この京都議定書とか、パリ協定であるとかっていうのは経済産業省が抵抗勢力であったんですよ。経済がやはり発展しなくなると。そういったCO2排出を抑制されれば、景気が悪くなるだろうと、企業の業績も悪化するだろうということで、経産省が反対していたんですが、特別会計ができてましてですね、経産省もころっと推進派に変わってしまったという、国政上の非常に中央省庁の闇というんですかね、そういったものがございます。今からどうなるかわからないんですが、町としては、ほどほどにCO2対策やっただけであればいいのではないかと私は思っております。昨年からはじめたシャワーヘッドの補助金、私は大変に評価しております。取組んでいますということが、予算に反映できれば、また予算も少なくてもいいと私は考えておりますので、最後、これにて質問を終わらせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろと国の問題も含めてですね、いろいろご質問いただきました。世羅町としてできることというのは、なかなか大きなことはできませんけれども、やはりCO2削減という部分においては、先般も新聞に載りましたようにリユースの関係があります。これまでももったいない精神等も含めて、いろいろやっっていこうというところ。それ以外にも先ほど言うていただきました町民課におきますリサイクルの部分であったり、いわゆる削減に向けた自治センターでもやっただけしているような、緑化の部分ですね、こういったところも含めていろいろと取組みをしている状況がありますので、できることからやっっていこうということです。私もちょっと、太陽光パネルもそうですが、今パネルはビルに貼るパネルがありますよね。窓へね。こんな技術もあるんだというところで、田舎には不向きかもしれませんが、今後、ひよっとするとビニールハウスもそういったものになるのではないかというふうに思います。向きさえ良ければですね。ひとつ私、見たんですけども、空気中から取入れたもので水素を作るというやり方がもう既にできてまして、これが将来的に水素で、また電気を作っっていこうという流れになっています。これはもう、そこら辺にあるものからできるわけなんで、資源を伐採、特に化石燃料等も使うことなく、地球

上の空気そのものがこの水素から電気に変わっていくという、そういった技術革新もやられているところがもう既にありました。もうこれは将来的に進むのかなとは思いつつもあるんですけども、世羅町でもさまざまな電気の使用が増えています。特にデジタル化になるほどですね、どんどんいるわけですので、そういったところの節電にも努めつつ、なおかつまた世羅町で、全体で、これ行政だけではなく、エコアクションのこともちょっと町長室へも書かせていただいたんですけども、全体で取組める町民皆がそういうふうな構えでいるということと、太陽光においては規制も必要であるというところをご示唆いただきましたので、いろいろと前向きに頑張っていきたいと考えておるところでございます。

○議長（高橋公時） 以上で、5番 佐々木浩康議員の一般質問を終わります。

次に 人口減少時代における駅伝大会の持続可能なあり方は 8番 上本剛議員。

○8番（上本 剛） 議長。

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので発言させていただきます。3月に入りまして田んぼの仕事とか、畑の仕事がだんだんと増えてまいります。そしたら草がはえて草刈も大変になってまいりますので、怪我のないように皆様頑張ってくださいと思います。それでは質問させていただきます。

項目1 人口減少時代における駅伝大会の持続可能なあり方はでございます。質問の要旨、本町で開催されている駅伝大会について伺います。

中でも「世羅駅伝」は79回を数え、次回で80回目という大きな節目を迎える非常に歴史のある事業であります。また、「せらにし駅伝」は競技性よりもイベント的要素や地域コミュニティの活性化に重きを置き、健康増進や、保護者・教職員、そして町長も参加することによる世代間交流を主な目的として開催されております。

これらの駅伝大会は、合併前の各町村において、教育委員会やスポーツ協会の前身となる組織が、戦後の復興期から地域のスポーツ振興や住民の親睦を目

的として始めたものであり、「駅伝のまち 世羅」を象徴する重要な地域資源であると認識しております。

一方で、人口減少や少子化の進行により、これまで当たり前のように継続されてきた事業のあり方そのものが、改めて問われる時代に入っているとも感じております。

(1) 町で開催されていた甲山駅伝も含め、これまで本町で行われてきた各駅伝大会について、町として現在どのような意義を有する事業と位置づけているのか、また、児童・生徒に対してどのような教育的・社会的効果をもたらしているかと認識しているのか、町の見解を伺います。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 「人口減少時代における駅伝大会の持続可能なあり方は」のご質問の1点目、「駅伝大会開催の意義」と「児童・生徒に対する教育的・社会的効果について」にお答えいたします。

「駅伝のまち」として知られる本町では、今年度も多くの駅伝大会が開催されました。

たとえば「中国実業団駅伝競走大会」や「中国女子世羅駅伝競走大会」は、中国地方単位での大会として一流選手の参加もあることからメディアでの扱いも多く、本町を内外にアピールする機会となっております。一方、先ほど上本議員も紹介されましたとおり、町スポーツ協会の主催大会として実施している世羅駅伝競走大会は、令和8年度で第80回を迎える歴史と伝統のある大会として町内外に認知されております。また、世羅西駅伝は、競技性に加え、地域コミュニティの活性化と世代間交流に重点を置いた大会であります。これらの大会が開催されることを通して、参加する喜びと、見て応援する喜び、さらには町内外から認められ誇れる喜びという3つの意義があると捉えております。

これらのことは、児童・生徒に対しても当てはまることであり、特に中学校の部活動におきましては、冬季の記録会や中学校体育連盟主催の大会が開催されないということから、生徒にとって練習の目標となり、自らの力を確かめる場として活用されるという意義がございます。

さらに、駅伝大会は子どもたちにとって地域の方々と関わる貴重な機会であ

り、感謝の気持ちや地域への理解が一層深まるものと考えております。

なお、各大会には世羅高校陸上競技部員が積極的に関わってくれますので、小・中学生にとっては憧れを感じる場であり、走ることへの意欲をさらに高める機会となっております。以上でございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） 大変素晴らしい意義がございまして、大変素晴らしいと思います。駅伝大会は地域の方々と関わる中で、感謝の気持ちや地域への理解を深める貴重な機会であると言われました。また世羅高校陸上部へのあこがれを抱く場でもあると、大変素晴らしいことだと思います。地域と学校が一体になって子どもたちを育てるコミュニティ・スクールというものと、もう考え方が一致しておりまして、こうした地域行事の中で生まれる経験は大変意義深いものと考えております。将来にわたってこうした経験を通じて地元の子子どもたちが世羅高校に行っていただいて、都大路で活躍するような人材を育てていくことも期待されると思っております。

それでは2問目にまいります。甲山駅伝がコロナ禍以降開催されていないことに加え、世羅駅伝及びせらにし駅伝においても、人口減少や少子化の影響により、参加チーム数や参加人数の減少、学校単位でのチーム編成が困難となっている状況が生じております。

こうした現状を踏まえ、町としましては、現在の大会数および開催形態のままで、5年後、10年後においても各駅伝大会を継続していくことが可能であると見込んでいるのか、町の見解を伺います。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） 2点目の「参加チーム数や参加人数の減少、学校単位でのチーム編成が困難となっている状況で、現在の大会数及び開催形態のままで、5年後、10年後の各駅伝大会の継続開催が可能か」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、近年の大会におきましては、参加チーム数、参加者が減少傾向にございます。理由といたしましては、子どもを含めました人口減少のほ

か、スポーツ活動が多様化したことによります陸上競技の人口の減少といったこともあろうかと思っております。駅伝という競技は複数人でチームを編成する必要があることから、学校単位での参加だけではなく、複数校の合同チームやクラブチームの参加を認めるなど、より参加しやすい大会となる取組みが試行されているところでございます。このように、持続可能なものにしていくためには、各駅伝大会の歴史と開催意義を尊重しつつ、主催団体と意見交換をしながら、柔軟な考えも持ちつつ支援をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

○8番（上本 剛） （挙手）

○議長（高橋公時） 8番 上本 剛議員。

○8番（上本 剛） ご答弁いただきましたが、5年後、10年後ですね、この大会、こういう大会がですね、続けていけるのかというところをご答弁いただきたいんですが、それと加えてですね、柔軟な考え方も持ちつつ支援をしていく必要がある。ここもしっかりとした答弁のほう、よろしく願いいたします。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） お答えをいたします。まず5年後、10年後がどうかといった点についてでございます。先ほど答弁でも申し上げましたように、大会の開催にあたっての参加ができるだけしやすいような方法といったものを取組んでいるところでございます。こうした取組みを進めて、参加するという機会を確保していくということで引き続き大会の開催に向けて支援、また準備を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

続きまして、柔軟な考え方といったところでどういったことがあるのかというご質問でございました。人口減少の進展といったものを考えましたときに、従来の形を維持するということが困難であるという期間をそれぞれの主催団体とは共有をしておるところでございます。

単に回数を重ねるということではなくて、大会を安定した開催をしていくためにはどうしたことが良いか、そういったことを今後具体的には今のところこうしたことがある、こうしたことを考えているというところまでのご答弁は今

できかねるところであります。そういった開催が継続してできるような仕組みづくりについても引き続き検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○ 議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） 素早くですね、その柔軟な考え方と支援を考えていただきたいと思えます。

それでは 3 番目にまいります。各駅伝大会の運営を支えているボランティアについては、長年にわたり地域の方々の献身的な協力によって成立ってきた一方で、ボランティアの高齢化や担い手不足が進んでいるとの声も聞かれます。

こうした状況を踏まえ、町として現在のボランティア確保状況をどのように把握・評価しているのか、また、今後も同様の協力体制を維持できているのか、伺います。

○ 社会教育課長（正田一志） 議長。

○ 議長（高橋公時） 社会教育課長。

○ 社会教育課長（正田一志） 3 点目の「ボランティアの確保状況の把握・評価と、今後の協力体制の維持」についてお答えいたします。

駅伝大会は、ボランティアの方々の献身的なご協力があって初めて運営が可能となってまいります。交通整理員をはじめ、中継所運営、また競技役員に至るまで、多くの地域の皆さまのご協力により、これまで安全に大会が開催できておりますことに、改めて感謝を申し上げます。

ただ、以前と比べますと地域ボランティアの確保が難しくなっていることは事実でございます。今後、新たな工夫が必要になると考えておりますが、現時点では具体的な対策までは取れておりません。これまでお支えていただいた関係性を大切に、「駅伝大会を地域で支える」という姿勢、これはこの町の伝統的なものでもあろうかと思っております。こういった関係性、これを今後も継続をいただけますよう関係団体と連携をして働きかけをしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○ 議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） それでは先ほどの、2 問目のところでも同じなんです、早く新たな方法や工夫などを考えていただかないと、といいますのも、駅伝大会を支えてくださっている人たちがですね、ボランティアの方が高齢になられて、お辞めになられますとですね、先ほど宗重議員も言われたとおり、祭りとかでも支えておられる方が辞めていかれますと、どんどん衰退していく方向にまいます。なので早くですね、新たな工夫や方法を考えていただかなければならないと考えております。

それでは 4 番目にまいます。駅伝大会の開催にあたり、警察による道路使用許可や交通規制に関して、条件が以前より厳しくなっているとの声も聞かれます。

町として、警察や関係機関との協議・調整に要する負担が大きくなっているという認識を持っているのか、また、それが大会開催の継続に影響を及ぼす可能性についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○ 社会教育課長（正田一志） 議長。

○ 議長（高橋公時） 社会教育課長。

○ 社会教育課長（正田一志） それでは 4 点目の「道路使用許可や交通規制に関しての大会開催の継続への影響は」についてお答えいたします。

町内で開催される駅伝大会で、全面道路交通規制により実施をしている大会は 3 大会ございます。世羅警察署をはじめとする関係機関、そして何より交通整理員や運営スタッフとしてご協力くださる皆様、町民の皆様のご理解ご協力によって、事故なく大会が運営できております。

ただし、今後の交通事情や時代、社会情勢の変化によりまして、許可がされない事態も想定されます。今や、公道を使用する大会が少なくなり貴重となっている側面もあります。引き続き、公道を使用する駅伝大会が開催できるようこれまでも行ってきてまいりましたが、世羅警察署や主催団体、これらと十分な協議を行い、交通整理員の配置についても年々変更を加えておりますが、そういった協議を行いながら、検討をこれからも引き続き行い、続けてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○ 議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） それでは 5 番目にまいります。将来にわたり駅伝大会を継続していくために、若い世代や新たな担い手の参加促進も含め、大会運営の負担軽減や役割分担の見直し、関係団体との連携強化なども含めて、町としてどのような支援や関わり方が必要であると考えているのか、町の見解を伺います。

○ 社会教育課長（正田一志） 議長。

○ 議長（高橋公時） 社会教育課長。

○ 社会教育課長（正田一志） それでは 5 点目の「将来にわたり駅伝大会を継続していくため、町としてどのような支援や関わり方が必要と考えるか」についてお答えいたします。

「駅伝のまち」として、町内で多くの駅伝大会が開催されていますが、出場する選手、チームとそれを地域全体で支える伝統が本町にはございます。これまで答弁しましたとおり、参加チーム数の減少、地域ボランティアの確保、道路使用許可など、社会情勢の変化により大会運営の難しさが表れつつあることは事実でございます。提案いただきましたように、大会のあり方の柔軟な見直し、負担軽減、役割分担の見直しなどは、喫緊の課題だと認識しております。

基本的な考え方としては、各駅伝大会の歴史を尊重し、大会を支えていただく地域の皆さまの声を聞きながら、主催団体の支援を継続をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○ 8 番（上本 剛） （挙手）

○ 議長（高橋公時） 8 番 上本 剛議員。

○ 8 番（上本 剛） それでは喋らせていただきます。教育長の答弁をいただいたように、駅伝大会は参加する喜び、見て応援する喜び、町内外から認められ誇りを感じる喜び、さらには自らの力を確かめる場として、多くの子どもたちや選手にとってかけがえのない機会となっております。大変素晴らしい意義がございます。地域の人々が力を合わせ、戦後の復興の中で始まった駅伝大会は、世代を超えて受け継がれ、「駅伝のまち 世羅」という誇りを形づけてまいりました。

子どもたちは懸命にたすきをつなぎ、沿道で声援を送り、地域全体で支えてきたその光景は単なるスポーツ行事だけではなく、本町の歴史そのものだと思います。なくしてはならないものだと私は思っております。しかし、前述したよう

に、参加チーム数や参加者は減少傾向にあり、地域ボランティアの確保も年々難しくなっております。また、今後の交通事情や社会情勢の変化によっては、公道仕様の許可がこれまで以上に難しくなっております。先ほどの課長の答弁では、こうした状況を踏まえると、大会のあり方について、柔軟な見直しや運営負担の軽減、役割分担の再整備などを検討していくことは、今後の持続可能性を考える上で重要な課題であると答弁をいただきました。

人口減少や少子化、担い手不足、運営体制の課題など、静かに、しかし確実に環境は変わりつつあります。これまでと同じ形のままで、いずれ立ち行かなくなるかもしれません。そう感じられる局面に私達は今います。だからこそ、今大会がですね、続いている今のうちに、未来を見据えた再構築を考えることがとても大切だと思います。大会の集約化や、新たな形への転換を考えるべきときが来ております。

そこで、提案いたしたいと思います。たとえばですね、駅伝大会を集約し、八田原ダムを開催地として、周辺の活用可能性を研究することも一つの案だと私は考えております。公道使用に伴う課題の軽減や、運営体制の集約による負担の軽減の軽減につながる可能性があると考えているからでございます。

さらに、フルマラソンの大会を同時開催なども含め検討していきたいと思っております。フルマラソンをスタートしたら2時間は帰ってきません。2時間で帰ってくると、日本記録でございます。帰ってこれません。その間ですね、駅伝大会をしてですね、それを終わればマラソンを迎えると。このマラソンのゴールのほうで迎えると、このような計画でございます。

私の記憶が正しければ、今広島県にはフルマラソンはございません。広島市が今やっとフルマラソンをやろうかというふうに考えているという計画をちょっと耳にしましたが、それよりも早く世羅町がやるとですね、これは大変な宣伝効果になって、人もたくさんこられるのではないかと。町内外から多くの方に訪れていただけるイベントへ発展させることができれば、関係人口の増加や地域経済の活性化にもつながる可能性があります。幸いなことに「駅伝のまち」として走ることなどでは全国で有名な町であります。ランナーは集まってくださると思います。そして、沿道やゴール地点で特産品の販売や出店などを組み合わせることで、新たな魅力作りにつながります。そしてマラソンランナーの宿泊も増え

ます。大いに賑わいを作ってくれるものと私は考えております。もちろんですね、主役は児童・生徒であります。走る喜び、応援する喜び、大きな大会にすることで誇れることもできると考えております。

本町には、「駅伝のまち 世羅」という大事なブランドがございます。この価値を将来にわたって守り、育てていくためにも、今大会が継続しているうちに、将来を見据えた検討を始めることが重要ではないでしょうか。

付け加えて言わせていただければ、「駅伝のまち 世羅」と自ら誇るのであれば、それは社会教育課だけの事業ではなく、町全体で未来へつなぐ取組みにしなければならぬはずでございます。課を超え、世代を超え、地域を越えて、次の時代にふさわしい形を共に考える。その一歩を踏み出すときが今なのだとは私は考えます。継続が困難になってからでは、選択肢は限られて、一度途絶えたものを復活させることは、すごく難しいことだと私は思います。

最後に、最後にですね、皆様と共に考えていただきたいことがございます。伝統の継承とは、形をそのまま守り続けることなのか、それとも本質を大切にしながら、時代に応じ、工夫し続けていくことなのか。持続可能な大会のあり方について、今こそ議論を始めるときであると提案させていただき、私の一般質問を終わります。

○社会教育課長（正田一志） 議長。

○議長（高橋公時） 社会教育課長。

○社会教育課長（正田一志） まず私のほうからは、大会の開催に係っての協議をどのようにしておるかといったことをまずはご説明させていただきたいと思っております。それぞれの大会が終わりました後、交通整理員の方であったり、中継所の方であったり、役員であったりの方の意見をですね、集約をして持ち寄り、振り返りを行う場を毎回、大会の後に行っておるところでございます。その結果を次年度のたとえば交通整理員の配置であったり、交通規制の開始時間、終了時間を少し検討するだとか、そういった検討することにつなげておるところでございます。

また大会を続けることに関してのご提案もいただきました。駅伝大会を継続し続けるということは、世羅町におきましてのアイデンティティというふうにおっしゃっていただいたと思っております。主催される団体が、こうした大会開

催にあたって、難しさといったものを具体的にお感じになっている部分について、我々社会教育課としても、相談と一緒に考えて対策を行いながら、年々やっておるところでございます。

さまざまな大会が開催をされております。冒頭教育長が申しあげましたような中国地域でのトップチームが来る大会もあれば、町内が主体の大会もございます。それぞれの大会の開催意義、目的といったものを踏まえて十分に考えた上で今後の大会運営、また支援といったことに取り組んでまいりたい、このように考えておるところでございます。私からは以上です。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（高橋公時） 教育長。

○教育長（早間貴之） 私からも一言、私達にとって、「駅伝のまち」、当たり前と思っておりましたけども、今回上本議員から改めて貴重なご提言をいただいたと思っております。先ほどの言葉の中にブランドとありました。まさにそのとおりでございます。世羅町で駅伝というのが一つのブランドとして大切にしてきました。

諸先輩、また関係者の皆様、本当ご努力ということで本当に感謝しております。それとともに先ほど言われましたように、これから先、伝統の継承ということも含めて貴重なご提言をいただいたと思っておりますので、町全体ということもありますが、まずは担当課といたしましても、教育委員会といたしましても、どのような形ができるか、柔軟なということもございましたけども、検討していかねばならないというふうなきっかけとなりましたと考えております。

もう一点先ほど言われましたけども、世羅駅伝 80 回大会という記念もございます。あり方というよりも、どのような付加価値がつけられるかというところも今、私達も考えておりますので、新たな形ができないかという模索もしておりますので、それも含めて今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（高橋公時） 以上で 8 番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

ここでお昼休憩といたします。再開は 13 時でございます。

休 憩 12 時 05 分

再 開 13時00分

(11番 田原賢司議員 早退)

○議長（高橋公時） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

次に 「デジタル先進のまち」への挑戦を 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 議長。

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問いたします。項目1「デジタル先進のまち」への挑戦を。質問の要旨でございます。本町において、DXの推進、創業・定住支援、関係人口の創出、及び全国への情報発信は、最優先で取り組むべき重要な課題であると考えております。

(1) 町の現状認識は

これらの課題に対する現在の町の認識と、具体的に検討している施策についてお伺いします。

○議長（高橋公時） 物品の持込みを許可しております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐倉悠希議員の「デジタル先進のまち」への挑戦をのご質問にお答えをさせていただきます。まず私のほうから町の現状認識についてのご質問にお答えさせていただきます。議員がご指摘されますようにDXの推進、創業・定住支援、関係人口の創出及び全国への情報発信は、どの分野も重要な課題であると認識してございます。同時に、町民や企業、各事業における対象者の皆様の抱える課題やニーズにつきましては把握しきれていない面もございまして、必ずしも最大限の効果や結果に結びついていない現状があるとも感じておるところでございます。今後も問題点の把握に努めるとともに、その対応について強化する必要があると考えております。

次に、具体的に検討している施策でございますが、まずは、令和8年度からを計画期間とする世羅町第3次長期総合計画及び世羅町第3次まち・ひと・しごと

創生総合戦略に掲げる事業にしっかり取組んでまいりたいと考えております。

具体的なものはまだお示しできておりませんが、更なるデジタル化に向けて、いろいろと町として取組んでいきたいと思っております。そのためにもそういった人材、プロパーでの育成もありますけれども、さまざまな県の事業もございまして。そちらのほうとしっかり連携とるなかで進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今、世羅町第3次長期総合計画及び世羅町第3次まちひとしごと創生総合戦略に掲げる事業にしっかりと取組んでいくとおっしゃったんですけれども、現時点具体的なものとして、デジタル、DXに関連して特に注目してもらいたいという事業を一つ、お示しいただければと思います。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。DXの推進という部分につきましては、必ずしも世羅町は進んでいるとは言えない。少し他自治体に比べて遅れている部分も非常に多いという認識でございます。地域におけるDX、また役場内におけるDX、さまざまな視点でのDX推進ということが不可欠であるというふうに感じているところでもございます。地域におけるDX推進につきましては、令和7年度におきましてもさまざまにマイナンバーカードを使ったタクシーの決算ができるようなシステムの導入であったり、さまざまに地域DXの推進ということには今年度も取組んでまいったところがございますし、来年度以降もそれぞれの担当分野でDXの推進というのを図ってまいりたいというふうに考えております。

また一方で、庁舎内のDX、これは今からどうしても役場職員についても人が減っていく中で、デジタルの推進というのは不可欠であると考えておりますので、役場内におけるDX推進ということも、これは一つの大きな課題と捉えておりまして、ここについても力を注いでまいりたい、そのように考えているところがございます。以上でございます。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 是非ですね、計画に基づきしっかり事業に取り組んでいただきたいと思います。それでは次の質問に入ります。

（2）企業DX支援、世羅町DXハッカソンの実施はいかにでございます。これからはですね、スライドに基づき私からプロジェクトの提案をさせていただきたいと思いますので、皆様には昼食後のコーヒーでも楽しみながらお聞きいただければと言いたいところなんですけれども、議会は飲食禁止ですのでせめてリラックスして聞いていただければと思います。

こちらのスライドに今表示しているのが、東京のオンラインスクールと北海道下川町のコラボ企画が掲載されている新聞記事なんですけれども、北海道新聞の記事です。こちら口頭で説明させていただくんですが、オンラインスクールが、Web制作やプログラミングの技術を学ぶためにプログラミング合宿を下川町で行いました。その宿泊施設、30日間のプログラミング合宿ですね。その間の宿泊施設等作業場所を下川町が無償提供いたしまして、下川町として町の暮らしを体験してもらい、移住者を獲得につなげる狙いがあったという企画で、オンラインスクール側も都市部ではなくて、競争の少ない地方のほうが割と比較的仕事を取りやすい点などにも着目して地方で働くことを推奨しています。そういった双方の目的が合致して、こういったコラボ企画につながったということでございます。これがきっかけで定住につながった実績もあるということです。

なおですね、下川町はいろいろ先進的な取組みをされておりまして、豊かな自然や恵まれた森林資源を生かしたまちづくりをされておりまして、平成29年度第1回ジャパンSDGsアワード、内閣総理大臣賞受賞など、地域自立のモデルケースとして注目されておりまして。また起業家支援、移住支援も積極的に行っておられ、移住スカウトサービスSMOUTにて、ネット関係人口スコア、これはインターネット上で関心を寄せたり、関わったりしている人をスコア化したもので第1位を獲得されておりまして。

では、次のスライドお願いします。世羅町活性化のための3つの矢として、この3つの企画で、人、金、情報を循環させて世羅町の活性化につなげていきたいと考えております。

企画1としては、企業DX支援として世羅町DXハッカソン町内企業の課題解決につなげます。2つ目の矢としましては、副業・創業支援Webスキルセミナーを開催いたしまして、町民の所得向上につなげます。3つ目の矢としましては、関係人口創出として観光PR企画「#（ハッシュタグ）世羅を撮る旅」を実施し、世羅町を全国に魅力発信し、若者誘致につなげます。

では次のスライドをお願いします。では1つ目の矢としてですね、企業DX支援として世羅町DXハッカソンを提案させていただきたいと思います。DXハッカソン、ハッカソンというのはなかなか聞き馴染みのない言葉だと思いますけれども、これはハックとマラソンを掛け合わせた造語でありまして、これを簡単に説明しますと、デジタルの力でもっと便利にすることをチームで考えて、短い期間でですね、開発合宿イベント1泊2日の短い時間で形にするというイベントでございます。

町の財政負担なしで町内企業のデジタル化を推進します。また、外部IT人材との接点も創出します。ターゲットといたしましては、商工会員企業ですとか、飲食店、小売店です。実施内容としましては、Webスクールを修了した即戦力IT人材と企業をマッチングします。そして1泊2日の合宿形式、その場で成果物を作成して納品するという内容でございます。主な成果物の例としましては、Googleマップ（MEO）の登録・最適化、これは飲食店などですね、Google検索したときに、地図で検索されやすくするという取り組みです。その他、ホームページのプロトタイプ作成やメニュー表、チラシのリデザインを行います。SNSアカウントの開設・整備なども行います。

メリットとしましては、企業は基本的に無料でDXに着手が可能です。低コストとなってるんですけども、たとえばホームページを作る場合はドメイン代とかサーバー代とかっていうのは必ずサーバー会社に払う必要がある費用です。ホームページを作る場合はそういった費用がかかるということでございます。卒業生としては、実際に実務実績を行ったという実績が得られるというWin-Winのモデルでございます。

以上のまず1つ目の矢としての企画、企業DX、世羅町DXハッカソンの実施について見解をお伺いします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長

○商工観光課長（山崎 誠） それでは2点目の「企業DX支援（世羅町DXハッカソン）の実施はいかに」のご質問にお答えいたします。

1つ目の矢、世羅町DXハッカソンによつての町内企業の抱えている課題を解決するご提案は、DXに踏み出せない中小企業者にとって、大変有効な解決策の一つであると受止めさせていただいたところでございます。

町内の企業等を対象に実施される場合、参加いただく町内企業の掘り起こし等、また、町でどういった支援が可能かなど整理すべき事項も多くあると考えます。

町が事業主体ではなく民間活力という視点で実施事業者との連携方法や他市町の事例も参考にしながら、検討することが必要と考えております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員

○2番（佐倉悠希） 大変有効な解決策と評価していただいたかなど、前向きなご答弁と受止めました。実際に世羅町内の企業DXを推進する方法として、アプローチなかなか打ち手として選択肢が少ないのかなというふうに考えております。なので是非、前向きにご検討いただきたいというふうに考えております。

参加いただく企業の掘り起こしや課題というのはアクションを起こしてみてもあるかなと思います。やはり机上ではなかなか把握しづらいことなのかなというふうに考えておりますので、まずアクションしてですね、その中で課題が把握したものをまた次の施策として実施していただく流れが適切なんではないかなというふうに考えております。PDCAサイクルなんて言いますが、Pから始まる必要なくて、Dの実行のところから始めて、DCAP、PDCAと回していく循環が、この場合は望ましいのかなというふうには私は考えております。

続きましてスライドをお願いします。それでは(3)の質問に入らせていただきたいと思っております。2つ目の矢といたしまして、副業・創業支援、町民向けWebスキルセミナーの実施はいかに。

どこにいても自分らしく働ける力を養うセミナーを開催します。特に子育て世帯等の柔軟な働き方の支援になり、本セミナーを通じて地域におけるIT人

材の育成を推進します。スキル習得後は、商工会加入や町内創業へつなげ地域の稼ぐ力を底上げします。この実施内容にいたしましては、スライドにあるように主にオンラインスクールの基調講演、そして座談会ですね、実際に地方在住でWebスキルを生かして働いている卒業生の体験談を、パネルディスカッション形式で聞くという内容です。未経験からITスキルを身に付けて仕事にするまでのノウハウをスクール運営者ですとか、卒業生にお話していただきます。そしてその後に交流会としまして、このスキルセミナーに参加していただいた町民の皆様とその講師とこれまでの卒業生と交流をしていただいて、実際に講演の中で疑問に思ったことを交流の中で、不安を解消していただくということにつなげたいというふうに考えております。ゴールとしましては、自分にもできるかもという、一歩踏み出すきっかけにさせていただいて、その後、個人事業主などで商工会への加入や創業への導水導線などにもつなげていきたいというふうに考えております。こちらの副業・創業支援、町民向けWebスキルセミナーの実施について見解をお伺いします。

○商工観光課長（山崎 誠） 議長。

○議長（高橋公時） 商工観光課長。

○商工観光課長（山崎 誠） 3点目の「副業・創業支援（町民向けWebスキルセミナー）の実施はいかに」のご質問についてお答えいたします。

ご提案いただきました「町民向けWebスキルセミナー」は、特に子育てに時間を要し、働きに出られない世代にとっては、重要な支援であると捉えております。また、家庭で働くスキルを持つ人材が育てば、町内企業との連携や将来的な創業など地域経済の底上げにもつながると考えるところでございます。

令和7年度におきましては、広島県が実施しました「自宅で学べる・働ける！デジタル基礎研修」というものがございまして、これについての広報に努めたところでございます。世羅町内からも多くの受講をいただいたと伺っているところでございます。このような事業にしっかりアンテナを張り、取組んでまいりたいと考えます。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 今ご答弁の中でありました県のデジタル基礎研修には、

世羅町から多くの参加者がいらっしやったということですので、やはり在宅ワークに関する需要っていうのは世羅町内で十分にあると言えるということのかなと思います。

私自身も個人事業で在宅ワークしております、子育て世帯の方とお話する機会が多々あるんですけども、皆さん口を揃えて在宅ワークの働き方はもう子育て世帯の働き方と非常にマッチしていると言われます。また私も今日のような政策について感想を聞いたりするんですけども、それはもう是非進めていってほしいというふうに共感いただく内容のものになっております。

在宅ワークでミーティングとかは基本的にオンラインでするんですけども、オンラインミーティングの中でも、お子さんの声とかって入ったりすることがあるんですけども、それはもう皆さん参加者の方は気にしないので、そういった文化もありますので、そういった意味でも非常に相性がいいのかなと思います。

その他いろいろメリットはたくさんあるというふうに考えておまして、たとえば東京など都市部、東京のみならず世界の仕事もできるというふうに考えているんですけども、東京の高単価な仕事、しかも東京ってたくさん仕事があるので、そういったたくさん量の仕事を自然豊かな環境の世羅で仕事ができるっていうのは、非常に魅力的だというふうに考えております。つまり東京の所得を世羅に持ってこれるわけですよ。そのお金を世羅で消費して、地元で地域活性することによって、税収増にもつながりますので、そういった好循環も期待できると思います。

また、行政の施策としてのアプローチとしまして、非常にコストが安く抑えられるというメリットがあると考えてます。東京都の子育て支援の給付金制度で018サポートっていうのがあるんですけども、これは都内に在住する0歳から18歳までの子どもを対象に所得制限なしで1人当たり月5000円支給するという制度があるんですけども、こちらを世羅町で実施しようとするとう億単位でお金がかかるので、これはなかなか東京は潤沢な財源を持っているのでできるとは思いますけれども、世羅町では難しいと。その代わり稼ぎ方支援することは可能だというふうに考えております。たとえばですね、隣町で三次市で何年前かに、その当時の市長のトップダウンによって始められた事業がありまし

て、それが女性の起業を支援するというアシスタ1 a b.という先進的な取組みをされているんですけれども、こちらすごい市民の方の拠り所となる非常にいい事業だというふうに私は考えてるんですけど、ただやっぱり費用対効果の面で課題もあるとされていて、また現在、飲食店が中心と多くて特にオンラインに特化していないなどのこともあるということです。これ実際に視察に行っているいろいろお話を聞かせていただいたんですけれども、また世羅町で隣町だけまだ私も実際のところ知らなかったというところもあって、三次市さんもやはり認知が十分でないという課題もお持ちで、これからPRが課題というふうにおっしゃっていました。

費用対効果のことを考えるとその三次市さんの取組みをそのまま真似ることはちょっと難しいのかなと思っているんですけれども、たとえばオンラインに特化したそういう類似の取組みはコストを下げれるので、それについて三次市さんとお話させていただいたんですけれども、その考えはなかったということで参考にさせてもらいたいというようなことを言われてまして、その視察の後にも三次市さんが業務委託されている会社の代表の方と話をしまして、私のオンラインに特化したことの取組みはすごい興味持っていただきまして、代表の方も来年からオンラインに特化した形で考えていきたいみたいなことは言われていらっしゃいました。ですので、まだまだこれからの取組みとして在宅ワークの取組みは先進的な取組みとして、まだ十分に参入の余地があるのかなというふうに考えております。

続きまして（４）の質問に入らせていただきたいと思います。スライドのほうお願いします。３つ目の矢といたしまして、関係人口創出、観光PR「#（ハッシュタグ）世羅を撮る旅」の実施はいかに。全国のクリエイターを町に呼び込み、外からの視点で世羅町の魅力を発掘・発信します。全国から集まったクリエイターが、それぞれの発信力を生かし、全国へ世羅町の魅力を発信することで、関係人口の拡大と若年層への効果的な観光PRを実現します。

企画概要といたしましては、外部クリエイターを誘致する写真・動画コンテストを行います。仕組みとしましてはいたって簡単で、参加条件としてInstagramの#（ハッシュタグ）をです、#（ハッシュタグ）世羅を撮る旅」で投稿します。優秀作品は町の公式PR素材として採用して、ポスターや

パンフレットなどに使います。コンテスト実施費用については特になく、オンラインスクールとコラボすることによって、事前のイベント告知用のWebサイトはオンラインスクールの生徒の課題として作成してもらって、この企画のイベントをPRしますので、基本的にコストがかからないと。

期待効果としましては、若年層へのPR効果と、町が自由に使える写真・動画のストックを同時に確保することが期待できます。

以上ですね、関係人口創出、観光PR「#（ハッシュタグ）世羅を撮る旅」の実施について見解をお伺いします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。4点目の「関係人口創出（観光PR「#世羅を撮る旅」）の実施はいかに」のご質問にお答えいたします。

本町の関係人口創出事業といたしましては、移住定住促進協議会を中心に企画いたします、世羅町を知ってもらう旅「せらたび」の実施などにより、新たな関係人口の創出や持続的関係性の構築に取り組んでまいりました。

議員よりご提案いただいた内容につきまして、外からの視点による町の魅力の発掘や、発信力をもった情報発信は、これまで関係人口創出事業に取り組む中で、常に重要な要素であると捉えつつも、課題を感じてきた部分でございます。加えて、若い世代へのPR効果や町が自由に使える写真・動画等の素材のストック等が期待できる点にも魅力を感じているところでございます。

今後の関係人口創出事業の実施にあたり、関係団体及び関係課とご提案いただいた内容を共有いたしまして、実施可能かどうかも含め調査・検討してまいりたいと考えております。

○2番（佐倉悠希） （挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 令和7年度ですね、企画課主催の企画でプロが教える「映える」写真の撮り方&SNS講座を開催されたと思いますが、私もこの講座に参加させていただきまして、非常に面白い企画だったのかなというふうに受止めております。

こちらの企画はどちらかというインプットのほうの企画になるのかなと思

うので、私が先ほど提案させていただいた企画はどちらかというとアウトプットの中心の企画になりますので、相乗効果も期待できるのではないかとこのように考えております。また、外部のクリエイターと7年度の写真講座に参加していただいた町内の方も参加していただいて、そういう外部と内部とのですね、交流が生まれるといった効果も期待できるのではないかと考えております。

それでは、最後のスライドをお願いします。世羅町とWebスクールとの役割分担とスケジュールについてなんですけれども、基本的に世羅町のリスクとかコストっていうのは少ないプロジェクトになっているかなと考えております。世羅町の役割としましては、会場の提供、改善センターとか自治センターとかでもいいと思うんですけど、実質コストはかからないのかなというふうに考えてます。また町内企業、町民への広報周知については、チラシについてはWebスクールに作ってもらってそれを今のネットワーク、お持ちだと思しますので、庁舎内のコピー機で印刷して、そのネットワークで周知するというだけでいいのかなと。あと、後援名義の使用許可など、特にリスクがコストがかからないのかなといったところで、一方です、DXの推進ですとか、創業定住支援、関係人口の創出、全国への情報発信とさまざまな効果が期待できるプロジェクトと私としては自負しております。スケジュールとしましては、企画書にいただいた場合はですね、まずWebスキルセミナーとDXハッカソンを実施しまして、その後の観光シーズンに合わせて観光PR企画「#(ハッシュタグ)世羅を撮る旅」につなげていきたいと考えております。

こういった企画というのは非常に鮮度とか、タイミングも大事なので、先進的な取り組みをしていると受止めてもらうにはですね、やはりそれなりのタイミングで決断するっていうことも実施に向けて努めていく努力ということも必要になってくるのかなというふうに考えております。

最後に、改めて来年度の実施に向けて企画承認ですね、前向きなご回答いただきたいと思ってるんですけども、来年度実施について町長にお伺いできればと思っております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろとご提案をいただきありがとうございました。

デジタル化というところからですね、今度は町民の方々の起業であったり、特に妊婦さんですか、いわゆる子育て家庭で家でできる仕事を作っていこうじゃないかというところで、素晴らしい提案だと私は思っています。やはりそのための光ファイバー網の整備もあったわけですので、そういったところのスキルを高めていただくようなことがこういうふうに安価にできるということはいいことだと思います。

そこでいわゆるリーダー的な存在も必要だと思います。こういう企画をしてそれを運営していくとなるとやはりプロ目線もいますので、そういった方々のご指導もいただく必要があろうかと思えます。何よりも、やっぱり起業となると個人経営主等々の関係になりますので、そういったところのマネジメントも必要になってまいります。パソコンで稼ぐという力は整えられますが、稼いだ後のさまざまな仕組みと流れ、そして何よりもまた所得を上げてもらうためにはどういった策があるか等々もいろいろ必要かと思っています。

学校現場でも今、プログラミングの勉強会も子どもたちがやっています。それがどうつながっていくのかということもありますけれども、今全国の中でもかなり児童・生徒がそういったものに取り組んで、既にアニメ分野では子どもたちの考えが実用化されている部分もあってかなり所得が入る。これは保護者の管理がいるとは思いますが、そういったところももう既にネットでは騒がれておりました。そういったところを含めて町で何ができるかということだと思いますけれども、こういったステップをしっかりと整えていただいていますので、企画のほうでも中心にというより、そういった方々としてしっかり連携を持つ中で、なおかつまた商工会等々のご協力も必ず必要になってまいりますので、そういったところを併せて、どっから始めていくか、どういうふうにやるか、こういったところ、ゼロベース予算ゼロベースでもできるんだというような流れでございますので、そういったところはしっかり学びつつ、勉強しつつ、私もちょっと苦手な部分でございますけれども、しっかりご指導いただく中で進めていければと考えております。

○2番（佐倉悠希）（挙手）

○議長（高橋公時） 2番 佐倉悠希議員。

○2番（佐倉悠希） 非常に私としては前向きなご答弁いただいたのかなとい

うふうに考えております。やはりもうプロジェクトを実際に進めていくには、さまざまな団体等と連携が必要になって、具体的にいろいろ検討課題をクリアしていくところもあると思いますので、私も是非このプロジェクトを実施したいと考えておりますので、是非ですね、今後連携して私も協力させていただきたいと考えておりますので、以上をもちまして一般質問とさせていただきます。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 佐倉議員お持ちのさまざまな経験もスキルも町のほうへお与えいただきますようによろしく、担当課も頑張ります。お願いいたします。

○議長（高橋公時） 以上で2番 佐倉悠希議員の一般質問を終わります。

次に 「空き家バンク」に期待すること 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 議長。

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 議長から発言の許可をいただきましたので、通告に基づき質問します。

総務省の住宅土地統計調査によると2023年時点で日本の空き家は約900万戸の過去最多となっています。

我が町世羅町におきましても人口減少に伴う空き家問題は、大きな課題のひとつと認識しています。世羅町を車で走っておりますと、そこかしこに空き家が点在しており、年々傷みが激しくなっている家屋も散見されます。

今回は「空き家問題」の中でも、世羅町が行っている事業「空き家・空き地バンク」を中心に質問致します。

質問の1つ目です。世羅町では、令和8年度から「世羅町第3次長期総合計画」、「世羅町人口ビジョン及び世羅町第3次まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に向けて準備を進めています。これまでの同計画内において、空き家問題の対策は、移住定住の促進と紐づけて「空き家バンク」事業を推し進めてきたと認識しています。

次年度から策定されますそれぞれの計画内での「空き家問題」をどのように位置づけ、対策をお考えかお伺い致します。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 福永貴弘議員の「空き家バンク」に期待することのご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目にございました、それぞれ町の計画の中における空き家問題の位置づけと対策はでございます。これまで空き家バンク等に向けていろいろと努力をしてきた中に、私も空き地バンクというものを整えるように計画を進めたわけでございます。

確かに空き家を放置して、それを除却した後がなかなか活用が進まないというのはいけないということで、そういった土地に関しても、またそれぞれ住宅を建てたいと思っていられる方に、そういった場所の提供等、特に立地適正化計画等もありますけれども、そういった中での相談機能もしっかり充実をして、今進めているところではございます。

空き家問題、第2次長期総合計画等々の中で、空き家の把握をし、また適正管理に努める一方で、空き家の利活用を促進する観点の中で移住・定住施策の一つとして、空き家・空き地バンク制度による移住者の獲得及びニーズに合った住まいの提供に努めてきたというところでございます。令和8年度からの第3次長期総合計画、またまち・ひと・しごと創生総合戦略におきましても、現行の計画を継承する形で、空き家の利活用と移住・定住施策の柱として、この空き家・空き地バンク制度に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○6番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。物品の持込みについてこれを許可しております。

○6番（福永貴弘） 内容わかりました。先ほどのご答弁の中で、空き家問題は、空き家の利活用と移住・定住施策の二つを柱として、空き家バンク制度に取り組むというお話でありました。その中の空き家の利活用の部分、具体的に今後どのように取り組みを行っていかれるお考えなのかお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。先ほどの答弁の中でも述べさせていただきましたように、これまで平成 21 年度の空き家バンク制度開始以降、空き家の有効活用及び町への移住・定住促進を目的に、試行錯誤しながら、現在は空き家・空き地バンクとして運用を行っているところでございます。議員からのご質問にございます、空き家の利活用というところになりますと、しっかりとこの空き家バンク制度を活用しながら、一つでも空き家の利活用に進んでいくよう引き続き空き家バンクを中心とした利活用に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○6 番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） それでは先にも述べましたけども、全国の空き家数は今現在約 900 万戸。住宅総数に占める空き家の割合、空き家率は 13.8%に達しているということで、現在も過去最高を記録している状態にあります。2018 年の前回調査から 51 万戸、6%の増加となっており、わかりやすく申しますと日本全国の 7 軒に 1 軒が空き家という状態になっております。

将来予測として、野村総合研究所の推計では、2043 年には、1861 万戸、空き家率 25.3%と、国内の住宅の 4 分の 1 が空き家になるだろうという予測が出ております。

空き家といってもさまざまなタイプに分類されております。資料の 1 番をお願いします。こちら全国の空き家の内訳なんですけど、空き家には大きく分けて、賃貸用、売却用、二次的空き家、その他の 4 種類に分類されます。説明しますと、賃貸用こちらは賃貸アパートや賃貸マンションなどの空き家の数となります。443.6 万戸、割合の 49.3%を占めております。次、売却用が 32.6 万戸、3.6%、こちら新築、中古問わず売却を目的に所有者が住んでいない住宅ということになります。次、二次的空き家、こちらは別荘、セカンドハウスまたは週末のみ利用する住宅など、普段は人が住んでいないものの時折使用されている物件です。こちらが 4.3%を占めます。その次その他ですね、このその他が今問題視している放置空き家、我々が空き家と聞いて想像する物件です。何らかの理由によって、長期不在になっている住宅や、取壊すことになってい

る住宅を指します。900万戸の空き家のうち、その他が全体の42.8%、385.6万戸を占めます。

そもそも放置空き家が増えると何が問題なのか、皆さんもご存知でしょうが改めて確認させていただきますと、まずその1番目が安全面ですね、老朽化による倒壊や台風、地震、災害のときの危険性が増します。2番目が防犯、治安の問題です。不法侵入や放火、犯罪の温床につながりやすい状態になります。3番目景観、地域力の低下。地域の空き家の見え方によっては地域の魅力が低下しますし、周辺の不動産価値の下落も招きます。4番目が行政負担、調査、指導、代執行、こういったコストが大幅にかかってまいります。

ではなぜ放置空き家が増えるのか、その要因をまた簡単にまとめますと、1番目が少子高齢化、人口減少ですね。次が相続後の放置ですね。高齢者が亡くなった後、相続人が管理・売却せず放置してしまうといった状態。3番目が新築偏重の住宅市場、日本では中古よりは新築が好まれる。古い住宅が流通しにくいという特徴があります。4番目が、解体費用の負担。木造住宅でも解体に100から300万程度かかる場合があります、これが原因で放置されやすくなっております。空き家問題の本質は、単に家が余っているということではなく、人口が減る一方で住宅は減らない、壊されない、こういった構造に問題があります。

ここまで簡単に空き家問題の全体像をお話しましたが、それでは我が世羅町の状況はどうか確認したいと思います。資料の2番をお願いします。

このグラフは、世羅町立地適正化計画11ページに掲載されています。青い棒グラフが住宅総数、オレンジが空き家数です。オレンジの折れ線グラフが世羅町の空き家率で、黒い折れ線が広島県の空き家率になります。

直近の令和5年、2023年では、住宅総数が世羅町内7330件、その内の空き家数が1310件、空き家率は17.9%ということになります。世羅町の住宅総数は、大体7000件台を推移しております。世羅町の空き家率は、黒い折れ線グラフと比較していただきます通り、広島県の空き家率よりは高い状態が続いているという状態に陥っております。

質問の2番目に入らせていただきます。空き家数は、平成30年、2018年ま

で空き家数が 2070 件まで増加してきました。平成 20 年、平成 25 年、平成 30 年と見ていただきますと、増えてきておりますが、令和 5 年 2023 年に 1310 件と大幅に減少しております。この要因をまずお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 2 点目の「空き家数が減少した要因について」建設課よりお答えいたします。

議員お示しの世羅町立地適正化計画 11 ページにあります住宅総数、空き家数、空き家率の推移につきましては、国が令和 5 年に行いました住宅・土地統計調査によるものでございまして、議員ご指摘のとおり空き家数は減少となっております。一方、町が平成 28 年度と令和 5 年度に実施しました空き家実態調査によりますと、平成 28 年度の空き家が 1095 件、令和 5 年度の空き家が 1280 件で、185 件の増加となっております。この調査結果の差は調査方法の違いによるものでございまして、国の住宅・土地統計調査につきましては、抽出調査、それから町が行いました空き家実態調査につきましては、町内全戸の目視による調査となっております。町といたしましては、全戸調査を行った実態調査の結果から、空き家数は増加しているものと考えております。

○6 番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6 番 福永貴弘議員。

○6 番（福永貴弘） 調査の違いによる結果だということを知りました。繰り返しになりますが、世羅町が目視による空き家実態調査の結果は、平成 28 年、2016 年、1095 件、令和 5 年、2023 年が 1280 件と、7 年間で 185 件、空き家が増加。年々やっぱり増加しているという状態にあります。

そこでお伺いいたします。こういったグラフの流れから想像したところで、世羅町が今後目指す空き家数、空き家率など具体的な目標数値などはありますでしょうか、お伺いいたします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（高橋公時） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） 将来的な空き家の目標値といったものでございます。世羅町におきましては、空き家対策のための世羅町空家等対策計画を定め

ておりますが、こちらのほうにですね、空き家数について数値を持ったような目標は定めていないところでございます。以上でございます。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時）6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） それでは資料の3をお願いします。こちら先ほどと同じページの11ページ下段に世羅町空き家実態調査による空き家の建物の老朽度、危険度ランク別構成比が掲載されております。居住に耐えうるA Bランクが55.6%を占め、管理不全や老朽化による利活用が困難な建物が44.4%となっております。

そこで質問の3番目です。Cランク以下の建物の具体的な件数をランクごとにお示しください。また、この管理不全、老朽危険な建物の対策を今後どのようにお考えかお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道）議長。

○議長（高橋公時）建設課長。

○建設課長（福本宏道）3点目の「空き家実態調査におけるCランク以下のランク毎の件数及び管理不全空き家・老朽化により危険な空き家の対策について」のご質問にお答えいたします。

令和5年度に実施しました空き家実態調査により空き家と判別した1280件のうち、調査可能であった1258件について老朽度及び危険度の判定を行ったところでございます。

この内、C～Eランクのランク毎の件数は、管理が行き届いておらず損傷が激しいCランクが331件、倒壊の危険性があり修繕や解体などの緊急度が高いDランクが162件、倒壊の危険性があり解体などの緊急度が極めて高いEランクが65件となっております。

管理不全空き家や老朽化により危険な空き家の対策につきましては、先ほど申しました世羅町空き家等対策計画に基づき対策を講じることとしており、管理不全空き家に対する施策といたしましては、所有者に対し、適正管理の助言や指導を行っているところです。また、老朽化により危険な空き家に対する施策としましては、世羅町老朽住宅除却等事業費補助金により、空き家で倒壊の危険がある老朽住宅の解体除却を行う方に対し、予算の範囲内で解体除却工事等に要

する費用の一部を補助することで、建物所有者による空き家の解体を支援しているところでございます。

この補助金の補助率につきましては事業費の8割、上限につきましては100万円としております。また、建物を除却後の土地が空き地バンクに登録された場合は、上限を120万円としております。以上でございます。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 是非この補助金を利活用いただいて事件、事故が起きてしまう前に適正に対応いただきたいと思います。Cランク以下の建物は今後も年を追うごとに増え続けてしまう懸念があります。空き家問題に関する書籍の中で驚愕する事実が記載されており、私はちょっとびっくりしたことがあったんですけども、空き家問題と聞くと田舎に残した親の家、実家が空き家になり、管理、処分に困っているイメージを想像しておりましたが、事はさらに深刻でした。地方から出て大都市部に就職、都市の郊外、通勤に1、2時間かかる距離に、夢のマイホームを建てたのが70年代から90年代です。その夢のマイホームが現在空き家となっているのです。現在の労働世代は、遠距離通勤を避けて、なるべく職場に近いマンションを取得する都心移住がトレンドです。その労働世代は、両親が持っていた郊外ニュータウンの空き家と祖父母が残した地方の空き家2世帯分の空き家を相続し、その対応に頭を悩ます状況が今現在生まれています。都市部への人口集中、戦後進んだ核家族化が新たな空き家問題を生んでいます。このような状況から見ると、地方、我々ここ世羅町ですね、この空き家の管理処分は、残念ながら後回しになることが必然です。放置空き家はますます増えるでしょう。一度住まなくなった日本の家屋は湿気の影響を受けやすく、すぐに傷み始めると伺ったことがあります。

以上のことから質問の4番目です。まだ居住可能な放置空き家や、空き家となる可能性を秘めた予備軍の相続人、所有者、家族に対する積極的な啓発、アプローチが必要と考えます。世羅町として、空き家になる前の対策として現在取組んでいる内容をお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 4点目の「空き家になる前の対策として取組んでいる内容は」のご質問にお答えいたします。

空き家が傷んでしまうと利活用が困難となるだけでなく、所有者不明の空き家となってしまう恐れがあるなど、議員ご指摘のとおり、空き家になる前の対策は重要と考えており、希望される地域のサロン等での空き家・空き地バンク制度説明会や、固定資産税の納税通知書をお送りする封筒裏面への空き家・空き地バンク制度の説明の掲載等により、現在住んでいる家について家族でお話ししていただき、早いうちから考える機会を持っていただけるよう取組んでいるところでございます。

○6番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 今、おっしゃいましたそれぞれのアイデア、こちらもう少し増やしていただく方向でご検討いただきまして、さまざまな方面から空き家になる前の対策を講じていただきたいと、切に願っております。

世羅町は、空き家問題の対策の一つとして、先ほどから出ております空き家・空き地バンク事業を行っています。空き家・空き地バンク事業は、大変素晴らしい取組みであると思っております。不動産に関わる事業であり、煩雑な面が否めません。売却を考える方々の思いや、移住・定住という誰かの人生に関わる事業でもあるため、所管する企画課のご尽力には大変なものがあると考えます。この大変でそして有意義な事業であるからこそ、進化を恐れず前進していただきたいと思っており、いくつか質問、提案をさせていただきます。

まず初めに、空き家・空き地バンク事業を利用した場合、売り手買い手双方に付随する補助制度についてお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 5点目の「空き家・空き地バンク事業」を利用した場合の補助制度はのご質問にお答えいたします。

まず、売り手となる空き家の所有者に対する補助制度といたしましては、空き家バンク登録促進事業がございます。空き家の家財道具等の処分を行い、その空き家を世羅町の空き家・空き地バンクに登録する方に対し、家財処分等に要する

補助対象経費の3分の2、限度額10万円を補助するものでございます。

空き家の買い手側となる購入者に対する補助制度といたしましては、移住者等住宅支援事業がございまして、移住者及び世帯員全員が45歳未満の町内在住者の方を対象に、空き家購入に係る補助対象経費の5分の1、上限60万円の補助、このうち移住される場合において世帯員全員が45歳未満であれば、奨励額として20万円を加算し補助する制度でございまして。

また、空き地購入の場合は補助対象経費の10分の1、上限100万円を補助するものでございます。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時）6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘）手厚い補助が準備されておりますので、売り手買い手ともに是非ご検討いただければと考えます。

それでは資料の4番をお願いします。こちら世羅町のホームページ空き家・空き地バンク事業のページから抜粋させていただいた画像なんですけど、こちらの表を見ていただきますと、近年、残念ながら、売買成約数が減少しておりますが、この要因はいかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代）議長。

○議長（高橋公時）企画課長。

○企画課長（藤川道代）6点目の「空き家・空き地バンク事業」の成立件数が減少している要因はのご質問にお答えいたします。

空き家・空き地バンクや移住定住に関するご相談は毎月一定数いただいておりますが、利用希望者の物件に対するニーズの多様化や希望購入価格の高額化傾向などにより、条件にあった物件が見つからず、マッチングが困難な場合がございます。また、本町では移住・定住を目的に空き家・空き地バンク制度を運用しておりますが、制度にない賃貸利用や事業所としての利用については、所有者の意向を尊重したうえで、不動産事業者を通じての交渉等をお願いしております。今後も多様化するニーズに対応できるよう、魅力ある空き家物件の掘り出しや柔軟な対応に努めてまいりたいと考えております。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時）6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 12月議会のやり取りの中で、空き家バンク掲載物件の売却価格は、所有者の意向を反映して決定していると伺いました。私は、他市町と比較して、世羅町の売却物件はいささか高い設定になっているのではと懸念を持っております。物件ですので、さまざまなものがあるので、感覚的な話で申し上げるしかございませんが、若干世羅町の価格は高いという認識を持っております。空き家の適正価格を確認するためにも、世羅町内の不動産業者、専門家の査定・見積もりを条件に入れる必要があるとはあると考えております。少しでも高く売りたいというお気持ちは重々理解できますが、専門業者の秤に乗せて考えていただくことで、売却価格によって、移住定住希望者が他市町に流れる懸念を払拭できると思います。

7番目の質問です。適正な売却価格の確認のため、地元専門家の査定・見積もりを条件にするべきと考えますがいかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 7点目の適正な売却価格の確認の為、地元専門家の査定・見積もりを条件にするべきではのご質問にお答えいたします。

現在の空き家・空き地バンクの売却価格は、家屋や土地の固定資産税評価額等を参考に所有者のご意向を伺いながら決定しておりますが、家屋の状態や条件が悪い物件は問い合わせ自体がない場合もあり、価格については所有者の意向を確認しながら、適宜見直しを行っているところでございます。

議員ご指摘の家屋評価につきましては、専門の資格を有する業者に所有者から別途依頼していただく必要があることなどから、条件に加えてはおりません。売買の話し合いの中で、最終的な契約金額は、所有者と購入希望者の間で価格交渉が行われ、双方納得いく金額で売り買いをされていると認識しております。

○6番（福永貴弘） （挙手）

○議長（高橋公時） 6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘） 地元業者の知見を発揮していただき、行政と協力いただける体制が整うことを望みます。

少子高齢化、人口減少が中山間地域の不在空き家問題の根幹です。この少子高齢化、人口減少問題は、世羅町1町でどうにかなる問題ではないことも事実

です。人口減少に対しては、国の対策が急務であります。何ら具体的な対策がなされていない以上、減少は今後も続くものと考えます。言い換えれば、空き家もますます増えていくでしょう。空き家・空き地バンク事業は、町内への移住定住するために、空き家または空き地の利用を希望する方に紹介するシステムです。人口が減少している以上、今後世羅町への移住定住を希望する方も減少することは明らかです。そこでこの移住・定住を対象とする条件を緩和して、1軒でも空き家を減らす対策が必要と考えます。移住はしないが、世羅町で空き家を活用した店舗を持ちたい方や、空き家を別荘とした利活用、2拠点住宅として利用したい方、町内在住の方でも購入可能とするなど、世羅町の関係人口増加、空き家の新たな利用価値の模索も空き家バンクの目的の一つにすることができます。関係人口だった方が、いずれは住民になるかもしれません。

8番目の質問です。柔軟さを持った空き家バンク制度にブラッシュアップすることで、活性化を促し町に変化を生むと考えますが、世羅町としての受止めと今後の可能性についてお伺いいたします。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） 8点目の「移住・定住を対象」とする条件を緩和し、1軒でも空き家を減らす対策について町の受止めと、今後の可能性はのご質問にお答えいたします。

町の空き家・空き地バンク制度は、空き家・空き地の有効活用を通して、町への移住・定住による地域の活性化を図ることを目的に運用しております。現時点において、店舗や別荘、二拠点住宅としての利用につきましては、空き家の解消や関係人口創出などのメリットがある反面、地元住民との関係づくりや地域活動への参加、不在時の適正な空き家管理といった課題があることから、町の制度としては行っておりませんが、調査・研究は行ってきたところでございます。また、町内在住の方でも、町内に居住の用に供することが出来る建物等を所有していない等の条件を満たす方であれば空き家・空き地バンク制度の利用は可能でございますので、お気軽にご相談いただけます。今後も空き家所有者や空き家が所在する地域の皆様のご意向を最優先に考えるとともに、先進

自治体の事例も参考にしつつ、多様化する利用者ニーズに沿った制度となるよう、引き続き検討してまいります。

○6番（福永貴弘）（挙手）

○議長（高橋公時）6番 福永貴弘議員。

○6番（福永貴弘）先ほど、補助金などのお話もお伺いいたしましたが、たとえばですが、空き家・空き地バンク制度を移住定住にフォーカスしたものをするのであれば、移住・定住に補助金のバランスを移住・定住者のみに限定する。それ以外の方は補助は出ませんが、空き家バンク登録物件は購入することが検討できる。こういったすみ分けなどもできると思います。柔軟にお考えいただければと思います。

先日ですね、神石高原町へお邪魔いたしまして、神石高原町の空き家バンク制度、どのような状態かお伺いしてまいりました。

人口が世羅町よりも少ない神石高原町、大まかに半分約7600人ですね、神石高原町の人口。そういったところでの空き家バンクのあり様を調査したところ、未来創造課の職員の方が快くお答えをいただきました。

空き家バンクの登録は、神石高原町では年平均20件程度の登録があつて、平均10件程度の契約をいただいているとのことで、成約率は50%という高い結果でした。神石高原町では賃貸物件も取扱っておられますが、ほとんどが売買契約ということでした。空き家バンクの購入利用に制限は全くなく、移住・定住はもちろん、どのような利用でも対応するとのことでした。利用者の地域との関係作りや活動参加等、こちらの地域との和を持つというところは誓約書へサインをしていただくという形で、周知しているというお話でした。来るもの拒まずと。人口減少の中、空き家バンク制度に余裕を持たせた対応をしておられる印象でした。

世羅町の空き家バンクを利用した方々から、世羅町企画課の職員の方が親身になって対応いただいていると、嬉しい感想をIターンいただいた方何人かお伺いしました。この世羅町が行っている素晴らしい細やかな対応は、是非維持しつつ、さらに門戸を広げる取り組みを期待したいと思います。

12月の中国新聞、こちらに世羅町で始まった空き家を活用したシェアハウスの紹介記事が掲載されておりました。年齢も職業もバラバラな7人が一定の距

離感を保ちながら、共同生活を行っているということ。大変素敵な取組みがこの町内でも始まっております。また他県では、空き家を多世代型コミュニティ住宅に利用して、孤立した高齢者と若者が共同生活をする取組みが、こちらも始まっておりました。簡単にご説明しますと、日本では、単身高齢者の増加に伴って保証人が見つからないとか、年齢を理由に賃貸契約を断られるといった理由で、住宅を借りられない高齢者が今現在増えております。地域コミュニティの希薄化もあり、孤立や孤独死のリスクも深刻化しておる。そのような状況にあり、また、空き家は増え続けております。こうした複数の課題に同時に向き合う取組みとして、入居者は個別住居で一人暮らしをして、若者はソーシャルワーカーとして共に暮らす。高齢者と関わることで、家賃が半額になると。要は、若者はその住宅に住めばソーシャルワーカーという役割を持って、家賃を半額にしますよという内容ですね。こういった取組みが始まっており、月例のお茶会を開いたりといった関係性を、高齢者、世代を超えて行っておるところもあります。

さまざま申し上げましたけども、空き家にはまだまだ潜在的な利用価値があることを示してくれる事案です。空き家バンク事業には期待を寄せております。国の法的な不備も感じますし、不動産を取扱う専門性も必要不可欠です。しかし、世羅町の人口問題、高齢者福祉のあり方、若者世代の定住、商業・農業など、人が生きる人生を送る家には人間の営みが密接に関わっており、この空き家問題の対策の仕方によって、世羅町を元気にする可能性を秘めていると感じております。世羅町も、より柔軟に空き家問題に取り組んでいただき、地域の活性化に繋がることを望んで質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） いろいろとご示唆いただきましてありがとうございます。空き家問題、本当課題大きくございます。ただ今、企画課でやっている部分については、やはり地域との共存共栄というか、地域づくりの一環としても期待をされて、その地に空き家バンクを利用して入っていただいております。これが民間でやられるとなかなか近所の付き合いができないとかあります。一部聞いた話のどこでは、空き家バンク等もあってもやっぱり役員をすぐやら

一般質問を行います。

次に 障がい者にやさしい合理的配慮の対応を 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 本日の最終バッターを務めさせていただきます。大谷選手のような特大ホームランは多分打てないと思いますが、最後まで頑張りたいと思います。それでは議長より発言の許可をいただきましたので、張り切って通告にのっとり質問をさせていただきます。

全ての障がい者が障害の有無によって分け隔てされることのない社会を目指し、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されました。また、令和6年4月に改正された障害者差別解消法の施行により、行政機関に加えて、民間事業者にも、合理的配慮が義務化されました。本町においても、本定例会で、世羅町手話言語条例とともに、世羅町障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例、いわゆるコミュニケーション条例が全会一致で可決されました。本年4月1日からの施行となります。本町においても、窓口での電子パッドを使った筆談や、聞きとりにくい人のための軟骨伝導イヤホンの設置、選挙で投票する際に支援してほしいことを伝えるコミュニケーションボードや投票カードの導入など、合理的配慮に至った対応をされています。

令和6年6月定例会で提案させていただいた音声コードの導入のその後の取組状況と、新たに提案させていただく、ひらがな表記での書き方見本の導入の2点について質問をさせていただきます。

まず初めに、音声コード導入に向けた検討の進展についてお伺いをいたします。障がい者の方には、情報の取得や利用に多くの苦勞があります。視覚に障がいのある方は、誰もが点字を読むことができるわけではありません。視覚障がいの手帳を持っている人のうち、点字が読める人はわずか1割。他の疾病や加齢などにより、文字を読みづらい人は、160万人いるとの報告もあります。視覚障がい者の多くは、主に音声や拡大文字によって情報を得ています。音声コードというのは、紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変える2次

元のバーコードで、この中に文字情報が記録され、専用のアプリを使って読み上げられます。令和6年6月定例会では、デジタル田園都市構想交付金を使って、町広報誌の多言語による音声読み上げ機能を追加するよう進めているという前向きなご答弁をいただいております。毎回の広報世羅を楽しみにしておりますが、残念ながら未だ音声コードはついていないように見受けられます。その後の取組みはどうなっているのか、進展状況をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾陽子選手の障がい者にやさしい合理的配慮の対応ということで、しっかりボールを受止めていきたいと思っております。まず1問目の「音声コード導入の検討の進展は」についてお答えをさせていただきます。

音声コードにつきましては、ホームページへの導入は完了し、すでにお使いいただける状態でございます。広報誌への導入につきましては、令和6年度に採択されました国のデジタル田園都市構想交付金を活用し、令和7年3月に音声読み上げシステムの導入を完了しております。

現在は、このシステムを活用し、音声読み上げに対応した広報誌が公開可能となるよう、準備を進めているところでございます。

ご承知のとおり、広報誌につきましては毎月発行しており、過去に発行した全ての広報誌をシステムで読み込みを行うことは作業的に膨大な量となることから、令和7年度において発行した広報誌に当面注力することとし、令和8年1月号までの読み込み作業につきましては完了しております。

現在、システム上で読み込みを行った記事について、音声に変換した記事内容との整合性の確認作業に少し時間を要している状況でございます。

これらの作業を確実に進め、出来るだけ早く音声コードを利用される皆様へ提供可能となるよう、取組んでまいります。

○議長（高橋公時） 町長1点、先ほどの選手は訂正してください。

○町長（奥田正和） 選手、まちがいました。議員でございます。松尾陽子議員への答弁とさせていただきます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先ほどのご答弁の中で、音声コードについてはホームページの導入はもう既に管理をして、既にお使いいただける状態であるというふうにご答弁がございました。このホームページの音声コード、また読み上げ機能の使い方はどういうふうになっているのか。私も一応開いてはみたんですが、メニューのところからいけば、読み上げが可能となるのでよろしいのでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。ホームページの音声読み上げ機能につきましては、ホームページのトップページの上段に、一番上の段に、初めての方へとかサイトマップとかいろいろ、少し字が小さめなんですけど字があります。その中に音声読み上げというタブ、タブといいますか文字がございますので、そこをクリックしていただくことで現在開いておられるページを自動的に音声で読み上げ始めるというような機能になっております。以上でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 目の見える人はそれが可能かと思うんですが、今言っているのは視覚のね、見えない方に対して読み上げ機能をつけてほしいというお話なので、その視覚障害者がどうやってその読み上げのところをタッチすることができるのでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。議員ご指摘の通り、全く視覚障がいの方で、見えない方についてはどこをクリックすれば見れるかというのはわかりにくい仕様だなというのは私も今回このご質問をいただいて見る中で感じたところがございます。

ホームページの音声読み上げ機能につきましては、ホームページの改定をしました令和2年度だったと思うんですが、更新をしたときに、このホームページの更新に併せて音声読み上げと多言語の機能もついたパッケージでの更新と

なっております、この音声読み上げのところへ導いていくためのどういうふうな仕様にしていくかというのは私も議員ご指摘の通り、少し課題があるなどというふうに感じたところではございます。今後、少しそこは検討していかなければいけない部分かなというふうには感じているところでございます。以上でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） その点はやっぱり改善をしていただかないと、視覚障がい者には使えないということになってしまうかと思えます。紙媒体のほうに今、音声読み上げのシステムを活用して広報誌が見れるように今進めているところだというご説明がございました。この広報誌への音声コードの導入に向かっては着実にご努力をいただいているということは評価をしたいと思うんですが、確認のためにお聞きするんですが、広報誌への音声コード導入というのは紙媒体に対してその音声コードが付くという、そういう認識でよろしいのでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） お答えいたします。今議員からもおっしゃっていただきました広報誌の音声読み上げについてもどのように視覚障害者の方にお知りいただくかという部分のご指摘かと受止めております。

またどういった形での広報をしていくかというところについては、まだ今から検討しなければいけない部分ではございますが、使い方としましては、基本的には一旦ご自身の携帯にそのアプリを導入してもらって、そのアプリを使ってページなどの音声読み上げボタンのスタートボタンを押すことなどにより、音声をご自身の携帯でも聞いていただけるという仕様の音声読み上げのアプリになっております。このアプリへの導入というところになれば、今おっしゃっていただきました広報誌等でのQRコード等で、たとえばこれを読めば、ちょっとできるのかどうか技術的な部分が今すぐ私も確認は取れておりませんが、どうやってそのアプリへ導いていくかというところについてはしっかりと検討して、皆様にわかっていただけるような広報、告知に努めてまいりたいと考え

ております。以上でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） そのことについては、既に福祉課が作られておりました障害者福祉計画のほうには音声コードがつけられていて、その音声コードのQRコードがあるところには指で触ってわかる形にしてあって、そこをめがけてそのアプリを読み込ませて読み上げをするという形になっていたかと思えます。そういうふうな形にしていただけると、主に視覚障がい者の方にも十分使っていただける形になるかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○企画課長（藤川道代） 議長。

○議長（高橋公時） 企画課長。

○企画課長（藤川道代） ありがとうございます。私もそこまで勉強不足でございました。福祉課と連携をする中でしっかりと知っていただく努力というのを努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） そういう使い方についてもしっかりとまた周知をしていただきたいというふうに思います。では次の質問に移ります。

次にディスレクシアの人にもわかりやすいひらがな表記の書き方見本導入についてお伺いをいたします。発達性読み書き障害ディスレクシアについては、昨年6月に取上げさせていただきました。ディスレクシアは国内で人口の約7%いるとされ、文字の読み書きに特化した困難があります。普段の会話では不自由がないため、周囲からは怠けているとか、努力不足であるとか、そういうことで誤解をされ、理解されにくいこともあります。

神奈川県藤沢市では、読み書きに困難を抱える方や外国人への配慮として、市役所や支所の窓口で、住民票交付申請書のひらがな表記見本を設置されています。漢字の項目や氏名、住所を全てひらがなで記載した見本が市役所本庁舎や全ての支所に置かれているそうです。大学生のAさんは、中学3年のとき、ディスレクシアであることがわかりました。文字を読むだけで疲れてしまい、意味を理解するにも時間がかかる。特に役所窓口での申請手続きには一苦労す

るということです。申請書類の見本は漢字表記が中心で、職員に声をかけられても、読み書きが苦手とは切り出しにくい。Aさんは、手続きを諦めてしまったり、書類を家に持ち帰って家族の助けを借りて再申請をしたこともあったそうです。

世羅町の町民の中には、Aさんのように申請書類の漢字を読むことが困難な方もおられると思います。世羅町の中でも外国人居住者は増えてきています。ひらがなの書き方見本を提供するなどの配慮が必要なのではないかと考えますが、導入のお考えはありませんか。見解をお伺いいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 2点目の「ディスレクシアの人にわかりやすいひらがな表記の書き方見本導入は」のご質問にお答えいたします。

町民課窓口におきましては、申請書へ記入いただく机上に記入例を常置しておりますが、ひらがな表記の記入例はございません。文字の大きさ等を考慮した場合、全てをひらがな表記にすることは困難と考えているところでございます。

現在は、申請書への記入の相談に丁寧な説明を行うことはもとより、記入で困られている方をお見受けした場合は、お声掛けのうえ丁寧な説明を行うとともに、申請書への筆記が困難な場合は、必要に応じて職員が代筆を行っているところでございます。

議員ご提案のひらがな表記の書き方見本の導入につきましては、意義深いものと受止めておりますので、現行記入例につきましては、見直し可能な箇所を改めて検討いたしますとともに、現状の丁寧な対応を継続し、やさしい窓口対応に努めてまいります。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） ただいまご紹介した藤沢市の用紙ですけども、こういうA4の用紙なんですね。全てがひらがな表記なんです。項目の全てがひらがなで書かれていて、自分でチェックするだけとか、そういう形の様式になっております。またしっかり後で見ていただければとは思いますが、しっかりとご検討いただき、是非ともひらがな表記の書き方見本の導入をしていただきたいと思います。

いうふうに思います。

今回世羅町で手話言語条例、またコミュニケーション条例が制定された意義はとても大きいと思っています。音声コードが広報誌のみにとどまらず、投票所の入場券、また国や自治体から届く公的な通知文書などにも、音声コードの記載はこれから必須になってくると思います。封筒にも、中の文書にも音声コードを付けていなければ、大事なお知らせを誤って捨ててしまうということにもなりかねません。無論、窓口での優しい対応というのも大事です。全ての障がい者が障がいの有無に分け隔てなく情報の取得やその利用、意思疎通ができる社会の実現を目指す条例ができたのですから、障害者福祉の向上に向けた取組みを前進させていただけるものと大きく期待をして、この項目の質問を終わりたいと思います。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（高橋公時） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それではお答えをいたします。今回、いわゆる音声コードについてご質問をいただきました。音声コードにつきましては、限られた紙面の中でも、その中に文字情報を埋め込み、それを音声データで聞くことができるといった非常にDXを駆使したものでもございます。

ご示唆いただきますように、全てのそういった通知、ご案内に、それを付していくというのは一つのインクルーシブといえますか、非常に垣根のない社会の実現にとって有用なものと受止めておるところでもございます。限られたスペース、紙面の中でアプリを使えば、どなたについても多くの情報を音声で読取ることができるといった利点もございます。担当課、また全般のそういった書類作成、これからの事務に合わせしっかりと検討してまいりたいと存じます。以上でございます。

○議長（高橋公時） 次に、地球温暖化対策の取り組みの推進を、9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 気候変動による影響は年々深刻さを増しており、地球温暖

化対策の強化は待ったなしです。昨年 12 月の一般質問で、食品ロス削減について取上げさせていただきました。食品ロス削減の取組みは、地球温暖化対策としても大変重要であるというお話もさせていただきました。また、家庭から生まれる食品ロスが思った以上に大量であるということもお伝えをしました。

気候変動による影響は年々深刻さを増しており、地球温暖化対策の強化は待ったなしです。地球温暖化対策の取組みは、行政はもちろんですが、町民の皆様をどれだけ巻き込んで進めることができるのか。他人事ではなく、自分ごととして捉えてもらえるかが大きな鍵になるのではないのでしょうか。

そのことを踏まえた上で、温暖化対策について考える入口の取組みとして、今回はごみ削減の観点から何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、ごみの現状、ごみの量の推移についてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 議員の 2 番目でございます。地球温暖化対策の取組みの推進、ごみの現状についてのご質問にお答えをさせていただきます。

直近のデータとなります令和 6 年度のごみ総排出量は 3486 トンで、その内訳は、可燃ごみが 2927 トン、資源ごみが 315 トン、不燃ごみが 164 トン、古紙等の集団回収が 80 トンとなっております。

ごみ量の推移でございますが、令和 4 年度までは 7 年連続で増加しておりましたが、令和 5 年度以降減少に転じております。

なお、比較可能なデータとなります令和 5 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量は 644 グラムで、県内では 3 番目に少なく、全国平均の 851 グラム、広島県平均の 823 グラムよりも少ない状況であり、ごみの減量化・資源化の意識の浸透が着実に図られてきていると認識しているところでございます。

町といたしましては、ごみの減量化・資源化の促進に向けて、3 R 意識の更なる向上を図るべく、啓発を持続してまいり所存でございます。

○9 番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○9 番（松尾陽子） 先ほどのご答弁の中で、古紙等の集団回収が 80 t となっておりますというご回答がございました。この中には多分個人で町内の古紙回

収業者に搬入をされる方もいらっしゃるかと思いますが、その数については、この80tの中に含まれているのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 古紙等の集団回収でございますけれども、これは町内の自治組織、あるいはPTA、スポーツ団体、そうしたところの団体が、集団回収の登録をさせていただいております。今29団体だったと思いますけれども、その団体様が回収をされた量でございます。それは古紙あるいはアルミ缶等でございますけれども、町内のリサイクル業者のほうへ搬入をされております。その量でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） よくわかりました。令和5年度以降に、7年度まで増加してきていたのが、5年度から減少に転じたというふうにご回答がございましたけれども、この減少に転じた原因っていうのはどこにあるというふうにお考えでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） お答えいたします。そうですね、やはり意識の向上というのが大きいんじゃないかというふうにご考えております。

先ほど集団回収についてご質問いただき、答弁を申し上げましたけれども、ここへ入ってない数字として、たとえば店頭回収というのがあるんですね。町の小売店等の前へトレーであるとか、ペットボトルであるとかそういったものを回収すると。そうしたところを利用される方も着実に増えてきていると認識をしておりますし、町のほうも生ごみ処理機等の補助を出しておりますけれどもそうした利用も、増えているんじゃないかと。

その他で申し上げますと町のほうも、庁舎ロビー等においてさまざまな回収を行っております。気泡緩衝材、プチプチですね。そうしたもののとか、先般中国新聞にも取上げていただきましたけれども、衣料品、服ですね、服なり雑貨、そういったものの回収。そういったところもさまざまな取組みを進めております

けれども、そうしたことがごみ総排出量の減少に寄与しているのではないかと
いうふうに考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 私もこの数字を見て、県内で3番目に少ないっていうのが、
意外、意外と言ったら失礼なんですけれども、すごいんだなっていうことを改め
て感じさせていただきまして、本当に脱温暖化プロジェクトで皆様がさまざま
に取組まれていて、先日ですね、広報の中にも総括をした、2025年の活動の総
括っていうのが一緒に織り込まれておりました。この中を見させていただくと、
もみガラ燻炭であるとか、先ほどおっしゃったプチプチ回収であるとか、また実
証実験をされた生ごみの処理機というのも、多分、何名かがモニターになってい
ただいて、多分今も実証実験をずっと続けていらっしゃるのではないのかなと
いうふうに思います。実は私もモニターに応募したかったんですけども、予想以
上のたくさんの方が応募されて、私は断念をさせていただきましたけれども、そ
ういった形で取組まれているのはすごいなというふうに思います。実は大
型の処理機を作られている方は私のちょっと知り合いでして、その方が先日 F
a c e b o o k に、ちょっと深いプランターを使ってちっちゃい 1 人用の処理
機だというふうにおっしゃっていましたが、そういうものも作られたと
いう話も聞かせていただきました。

実は私もどのくらいの方が生ごみを自分ちで処理をされてるのかなっていう
のはちょっと気になりまして、ご近所とか、知り合いとかに何人かに聞き取りを
させていただきました。田舎なので畑があれば、当然生ごみは自分のうちで処理
をするものだというふうに私も思っていたんですが、コンポストがあっても
実は可燃ごみで出してるよっていう人が結構いらっしゃったんですね。だから
そういうところの意識改革っていうのはやっぱり必要なのかなって、全部が全
部生ごみで出されるということではなかったんですけども、そういうところ
も必要なのかなというふうに思いました。特に可燃ごみの量の中で、生ごみがそ
の重さで占める割合って多分高いんじゃないかなっていうふうに思っていて、
たとえば畑がないベランダしかないようなアパートに住まわれてる方でしたら、
そういうプランターのような簡単なものであれば、ベランダでもそういうもの

が使えるのかなっていうふうにも思ってみたり。だからその生ごみのごみを可燃ごみで出すということが減れば、もっと世羅町のごみは減量化ができるのではないかというふうに個人的には思いました。

先ほども意識の浸透、ごみの減量化、資源化の意識の浸透が着実に図られてきたからだっていうふうなお話も課長のほうからありましたけれども、この意識の浸透はじゃあ、何によって、どんな施策によって図られたんだっていうふうに思っていらっしゃいますか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） やはり根気強い啓発活動に尽きるというふうに考えております。広報等による周知啓発というのは当然なんですけれども、ごみ出しカレンダーでありますとか、さまざまな媒体を通じて啓発を進めております。加えて、地域のほうで、サロン等で、そうしたごみ出しの方法、分別方法等の勉強したいというような要請を受けた際には職員を派遣して、そうした分別の方法の説明と併せて、減量化、資源化への協力も要請をしている。そうした一つ一つは小さな取組みですけれども、それを積み重ねることによって今日のような状況に至っているというふうに認識をしております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 大変に素晴らしい取組みだというふうに感じております。

では次の質問に移ります。ではごみ収集における課題は何でしょうか。お伺いをいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 2点目の「ごみ収集における課題は」のご質問にお答えいたします。

さまざまな課題がある中で、重要と考えておりますのが、分別の徹底と紙類ごみの資源化、そして厨芥類ごみの減量化でございます。

町のごみ総排出量の8割強を占めております可燃ごみの中には、資源ごみや不燃ごみが混ざっている状況でございます。分別の徹底により、ごみの減量

化・資源化が一層促進されるものと考えております。

また、紙類ごみは、現在、可燃ごみとして収集しておりますが、可能な限り資源化を図る必要があると考えております。

そして、厨芥類ごみは、現在、可燃ごみとして収集しておりますが、食品ロス削減意識の向上等により更なる減量化が図られると考えております。

町といたしましては、こうした課題解決に向けて、鋭意取組みを進めてまいり所存でございます。

○ 9 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（高橋公時） 9 番 松尾陽子議員。

○ 9 番（松尾陽子） ごみ収集における課題は、分別とそれから紙類ごみの資源化、そして厨芥類のごみ、これいわゆる生ごみですね。生ごみの減量化っていうふうにおっしゃいました。可燃ごみの中に資源ごみや不燃ごみが混ざっているという状況があるというふうにお話ありましたけれども、実はこの分別が非常に大事で、その中には問題になりましたリチウム電池、それが可燃ごみの中に混ざっていたり、プラごみの中に混ざっていたりして、回収業者が車の中で火事に遭ったりとか、焼却場が火事になったりとか、そういったものがたくさん起こっています。実はですね、リチウムイオン電池を巡っては、適切な分別回収がされず、プラスチックごみなどと一緒に捨てられることが少なくないと。23 年度には廃棄物処理施設において、この電池が原因とみられる発煙や発火件数が 2 万件以上に上っていると。製品使用中の事故も年々増加、通勤の電車の中で燃えたとかいろいろなことがありましたけれども、24 年度は 492 件と 5 年間で 1.7 倍に増えているという調査もございます。また、来年 4 月には改正資源有効利用促進法の施行に伴って、自主回収とリサイクルを事業者に義務づける指定再資源化製品に同電池が用いられることが多いモバイルバッテリーと、携帯電話、可燃式たばこ機器を追加するということも決まっております。なので世羅町の中でも役場の、さっきも課長、ご説明、いろんなものが回収するようにしているというご説明ありましたけれども、このリチウム電池についても、この下の調査のところで、あのカネのね、缶詰みたいな入れ物に入っていてちゃんとこの絶縁テープもそこに一緒に置いてあってですね、回収ができるようになっています。世羅西の支所でも同じようにリチウム電池の回収がされるということでもありますけれど

も、現在リチウム電池の回収がどのくらいできておりますでしょうか。量というのがまだ正確にはわからないかと思うんですが、もしわかれば。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 量については申し訳ありません。把握はできておりません。今議員おっしゃっていただいたようにですね、本庁舎、支所においてそうした回収を行っております。最近はやはりニュース等をご覧になられた方々から、問い合わせも増えておりますので、そうした問い合わせに対しましても分別方法、排出方法ですね。そういったところを丁寧にご説明申し上げているところでございます。本当にこのリチウム電池は廃棄方法を誤ると大変な事故につながるものがございますから、広報等でも啓発はしておりますけれども、今後より一層そうしたところに力を入れて啓発してまいりたいと考えております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 先ほど課長が前の質問の中でご説明いただいたんですけども、新聞報道でも取上げていただいた衣料とそれからぬいぐるみとかそういった玩具とかいうものも併せて回収をしていただけるようになってきているということでした。これはせらにし支所においても同様に回収をされているというふうに思っていて間違いないでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） これはまず先行して、本庁舎のほうで行っております。順次広げていきたいというふうには考えておりますが、現時点では本庁舎のみとなっております。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 実はですね、本庁舎にあるのと同じようなものが、町のスーパーの入口のところに同じような形で箱ではないんですけど、そこは。ビニールのなんかこうテントじゃなくて、何て言ったらいいんですかね、多分同じものかなと思って私は買い物したときに見たんですけども、そうやってそういう衣

類、下着とかいうのは駄目とかいうのがあるんですが、そういうものもきちんとリユースするっていうのに貢献をしてくださっている、そういう企業さんが町の中にもいらっしゃるといことがわかりまして、ちょっと私も嬉しくなりましたけれども、でもこういったことは本当になかなか田舎におりますと、町まででない、そういうリサイクルする、できるところに持っていけないということもあって、この新聞の記事の中でもわざわざガソリンを焚いて持っていくのは本末転倒なんじゃないかみたいな話も載っていたりして、そうだよなどか思いながら読ませていただいたんですけれども、そういった形で取組みを進めていくということは本当に大事なことだなというふうに思っております。さらに生ごみの回収がごみを出すときにですね、うちも集めるところに可燃ごみを出すんですけど、年末の大掃除のときに、そこに汁がたれとってですね、もう匂いもすごいし、「誰ね」というて言う人もいたりして、ちょっと喧々譁々なところもあつたりしたんですけども、やっぱりそういった意味でも生ごみを可燃ごみで出さないような形にどンドンなっていくと、本当に収集される方も嫌な思いをしない、その収集所へ持っていく人も嫌な思いをしないで済むという、そういうこともあるのかなというふうに思っています。

では次の質問に移らせていただきます。最後、ごみの減量化に向けた取組みについてお伺いをいたします。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） 3点目の「ごみの減量化に向けた取組みは」のご質問にお答えいたします。

町では、ごみの減量化の取組みとして、広報等による啓発をはじめ、生ごみ処理機等の購入補助や古紙等の集団回収助成を行っているところでございます。

また、令和7年11月に家庭系・事業系可燃ごみの組成調査を実施しており、今後詳細な調査報告書の提出を受けた後、具体的なごみの減量化対策の検討に入るよう考えております。

町といたしましては、現行の事業を継続しつつ、より効果的な事業の構築をめざし、取組みを進めてまいり所存でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） 令和7年11月に家庭系・事業系可燃ごみの組成調査を実施したというふうにあります。この報告書の提出はいつ頃になるのでしょうか。

○町民課長（道添 毅） 議長。

○議長（高橋公時） 町民課長。

○町民課長（道添 毅） まもなく提出されるというふうに認識をしておりますけれども、速報で言いますと、先ほど松尾議員のほうからもありましたが、厨芥類ごみ、生ごみですね。これが約家庭系・事業系ともに3割を占めております。それから、紙類ごみにつきましてもやはり、同様に3割程度、だからこの2つが6割という状況でございます。その他として衣類系、それか、容器包装プラスチック系のごみというのは、これ汚れているものについては可燃ごみ扱いになりますので、そうしたものが残りの40%を占めていると、概ねそういう状況でございます。

○9番（松尾陽子） 議長。

○議長（高橋公時） 9番 松尾陽子議員。

○9番（松尾陽子） さまざま今ご質問させていただきましたけども、やっぱりごみの減量化っていうのは町の財政にとってもWin-Winな関係にあるものだというふうに思います。大きなアメリカとか中国とか、インドなんか「もういいよ」というふうに言って、脱退をしたりとか、実際にCO2削減に向けての取組みをしないとかいうことがありますけれども、でも日本は「もう大きいとこやらのじゃけえ、えんか」っていうことにはならないというふうに私は思っております。最後まで諦めずに、また未来を託す子どもたちにやっぱり緑の地球を渡したいっていうのが私の願いでもありますし、皆さんの願いでもあるというふうに思います。そういうコツコツとやっていくことが、そういうことにつながるんだということをここで強く申し上げて、私の質問を終わります。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（高橋公時） 町長。

○町長（奥田正和） 今回は松尾議員のほうから、ごみの関係、また地球を守るといったところの強いご示唆もいただいたところでございます。町としての取組みはいろいろ鋭意努力をしているところではございますけれども、やはり町

民の方々皆様方、また事業系ごみ等もいろいろ出てきてございます。そういったところでもですね、やはり今後の3R等々をしっかりと行っていただきたいということも、啓発してまいりたいと思います。

ごみのないところはやっぱり観光等でも景観の部分ございまして、WBCでもごみ拾いをされてる観戦者の方、SNSで上がったりします。やはり日本人のそういった素晴らしいところ、海外においても見て、それをまた海外の方も同様にですね、日本に来て綺麗にそういった回収というかね、綺麗にして帰ろうというような気持ちにもなる。そういった心と心を通わせることからですね、やはりスポーツも通じてお互いの交流、そして何よりもこの地球を大切にしようということになろうかと思えます。今もうちょっとイランのこともあったり、ウクライナのこともあったりで、かなりそういった環境破壊云々を含めて、とにかく人道的なものもたくさんあるわけですが、やはりこういったごみのない社会、またごみを減量化する社会というものがですね、時代を作り地域を作っていくんだと思えます。町としても財政的にごみが少なくなれば、本当助かるわけでございます。そういったところをしっかりとですね、皆様にご協力いただくことを訴えてまいりたいと思えますし、また今後とも、少しずつでも新たな取組み等もあるやもしれません。また、そういったところを研究しながら進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（高橋公時） 以上で 9番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、3月10日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

延 会 1 5 時 2 5 分